

京都府公報

号 外 第 10 号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ペー ジ	
○京都府会計規則の一部を改正する規則 (会計課)	2	○京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 11
○京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (生活衛生課)	〃	○府立学校の業務に従事する現業職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則 〃
○建築士法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課)	〃	○京都府教育委員会地方機関等処務規程等の一部を改正する訓令 23
○宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則 (〃)	3	○教育長の権限に属する事務の一部を教育機関の長に委任する訓令の一部を改正する訓令 25
訓 令		人 事 委 員 会
○現業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する訓令 (職員総務課)	〃	○職員の定年引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則の一部を改正する規則 〃
○京都府文書規程の一部を改正する訓令 (政策法務課)	〃	○一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則 26
告 示		○職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則 〃
○適用対象の消滅等による関係告示の廃止に関する告示 (政策法務課)	4	○職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 64
○農業基盤整備事業関係補助金交付要綱の一部改正 (農村振興課)	5	○職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則 67
○農業振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示 (経営支援・担い手育成課)	9	○職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 68
○京都府沿岸漁業振興対策事業費補助金交付要綱の一部改正 (水産課)	10	○職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 69
○宅地建物取引業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示 (建築指導課)	〃	○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 70
○建築士名簿閲覧規程及び建築士事務所登録簿等閲覧規程の一部を改正する告示 (〃)	〃	○職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 72
教 育 委 員 会		○職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則 〃
○会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則 〃		○職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 74

規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

京都府会計規則の一部を改正する規則
京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生

管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
建築士法施行細則の一部を改正する規則
宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

令和 7 年 3 月 31 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第45号

京都府会計規則の一部を改正する規則

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）の一部を次のように改正する。

第142条第2項中「（一連の調達契約（特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。以下この項において同じ。）のうち最初の契約以外の契約に係る入札については、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を入札期日の前日から起算して少なくとも24日前にする旨を規定した場合に限り、24日前）」を削り、同項第1号中「一連の調達契約に」を「一連の調達契約（特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。以下この号において同じ。）に」に改める。

第161条の2第1項第1号中「250万円」を「400万円」に改め、同項第2号中「160万円」を「300万円」に改め、同項第3号中「80万円」を「150万円」に改め、同項第4号中「50万円」を「100万円」に改め、同項第5号中「30万円」を「50万円」に改め、同項第6号中「100万円」を「200万円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

京都府規則第46号

京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例施行規則（平成16年京都府規則第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「掲げる基準」の右に「（温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく温泉等を使用する場合で、同表の濁度又は有機物（全有機炭素（TOC）の量）若しくは過マンガン酸カリウム消費量の基準を適用し難いときは、当該基準を除く。）」を加え、ただし書を削り、同号の表大腸菌群の項中「大腸菌群」を「大腸菌」に、「下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法」を「特定酵素基質寒天培地を用いた平板培養法（混釈平板法）」に、「1個」を「1コロニー形成単位」に改め、同表レジオネラ属菌の項中「の検水で形成される集落数が10」を「中に10コロニー形成単位」に改め、同条第1項第2号中「掲げる基準」の右に「（温泉法に基づく温泉等を使用する場合で、同表の濁度又は有機物（全有機炭素（TOC）の量）若しくは過マンガン酸カリウム消費量の基準を適用し難いときは、当該基準を除く。）」を加え、ただし書を削り、同号の表レジオネラ属菌の項中「の検水で形成される集落数が10」を「中に10コロニー形成単位」に改め、同条第2項第1号イ及び第2号中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

京都府規則第47号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年京都府規則第98号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第2号を次のように改める。

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、氏名、生年月日及び本籍地（日本国籍を有しない者にあつては、氏名及び生年月日）が記載されたもの（これらの書類を得られない正当な事由のあるときは、これに代わる適当な書類） 1部

第3条第2号中「、生年月日及び性別」を削る。

第4条第1項中「前条第2号に掲げる登録事項」を「名簿に登録された氏名」に、「当該変更事項が記載された住民票記載事項証明書」を「住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、変更後の氏名が記載されたもの」に改める。

別記第3号様式中「建築士登録事項変更届」を「建築士登録事項（氏名）変更届」に、「登録事項に」を「名簿に記

載された氏名に」に、

生年月日		
性 別		
変更年月日	年	月 日

を

「

変更年月日	年 月 日
-------	-------

」に、

「

登録年月日	年 月 日
登録の理由	

を

「登録年月日 年 月 日」に改め、同様式の注の2を次のように改める。

2 住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、変更後の氏名が記載されたものを添付してください。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

京都府規則第48号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和56年京都府規則第40号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、別記第9号様式による書面により」を削り、「法第4条第2項第3号」を「、別記第9号様式による書面に、法第4条第2項第5号」に、「添付し」を「添付して」に改める。

第4条第3号中「第5条の3第1項」を「第5条の2第1項」に、「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」を「変更届出書」に改め、同条第4号中「第5条の5」を「第5条の4」に改め、同条第7号中「第14条の7の2」を「第14条の7の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第7号の改正規定は、公布の日から施行する。

訓 令

京都府訓令第7号

本 庁
地方機関

現業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

現業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の特殊勤務手当に関する規程（昭和33年京都府訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第21条の3第1項中「京都府人事委員会規則6―3」の右に「。以下「規則」という。」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する手当の額は、作業1日につき、次の

各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 大規模な災害として規則第12条第1項第24号に定める災害に係る作業に従事した場合 1,080円（次に掲げる場合にあつては、当該場合の区分に応じ、それぞれに定める額（同一の日において次のいずれにも該当するときは、イに掲げる額）を加算した額）

ア 当該作業が日没時から日出時までの間（規則第12条第1項第24号エ又はオの作業のうち主として屋内において行う作業にあつては深夜）に行われた場合 540円

イ 当該作業が、著しく危険であると知事が認める場合又は知事が著しく危険であると認める区域で行われた場合 1,080円

(2) (1)以外の場合 840円（次に掲げる場合にあつては、当該場合の区分に応じ、それぞれに定める額（同一の日において次のいずれにも該当するときは、イに掲げる額）を加算した額）

ア 当該作業が日没時から日出時までの間（規則第12条第1項第24号エ又はオの作業のうち主として屋内において行う作業にあつては深夜）に行われた場合 420円

イ 当該作業が、著しく危険であると知事が認める場合又は知事が著しく危険であると認める区域で行われた場合 840円

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

京都府訓令第8号

本 庁
地方機関

京都府文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府文書規程の一部を改正する訓令

京都府文書規程の一部を改正する訓令（昭和30年京都府訓令第26号）の一部を次のように改正する。

目次、第18条第1項及び第5章の章名中「官報報告」を「官報掲載事項」に改める。

第35条の見出しを「（官報掲載事項）」に改め、同条中「官報、法令全書、職員録等の発行に関する命令（昭和24年総理府令大蔵省令第1号）により行なう官報報告について」を「官報の発行に関する内閣府令（令和6年内閣府令第80号）第5条第7号に掲げる事項を官報に掲載する場合に」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

京都府告示第181号

適用対象の消滅等による関係告示の廃止に関する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

適用対象の消滅等による関係告示の廃止に関する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 京都府模範農村青少年クラブ表彰規程（昭和31年京都府告示第1024号）
- (2) 京都府農業協同組合中央会事業活動促進費補助金交付要綱（昭和35年京都府告示第678号）
- (3) 京都府中小企業者の工場および店舗の集団化ならびに生産加工、試験研究、販売もしくは従業員の福利厚生、技能教育施設等の共同施設の設置に伴う利子補給金交付要綱（昭和38年京都府告示第4号）
- (4) 金融広報事業補助金交付要綱（昭和41年京都府告示第577号）
- (5) 新技術等の研究開発費補助金交付要綱（昭和44年京都府告示第341号）
- (6) 京都府公害防止対策低利融資制度に係る利子補給金交付要綱（昭和46年京都府告示第414号）
- (7) 京都府林業振興対策事業補助金交付要綱（昭和46年京都府告示第459号）
- (8) 身体障害者事業資金借入金利子補給金交付要綱（昭和47年京都府告示第562号）
- (9) 森林施業団地共同化事業補助金交付要綱（昭和47年京都府告示第670号）
- (10) 林分改良開発事業費補助金交付要綱（昭和48年京都府告示第539号）

- (11) 青年活動育成事業費補助金交付要綱（昭和48年京都府告示第584号）
- (12) 京都府障害児特別保育事業費補助金交付要綱（昭和48年京都府告示第675号）
- (13) 京都府私立幼稚園保育料軽減補助金交付要綱（昭和49年京都府告示第293号）
- (14) 京都府特別保育事業費補助金交付要綱（昭和49年京都府告示第507号）
- (15) 京都市市町村公害測定機器整備費補助金交付要綱（昭和49年京都府告示第610号）
- (16) 京都府障害者共同作業所入所訓練事業費補助金交付要綱（昭和51年京都府告示第494号）
- (17) 京都府倒産防止特別相談事業費補助金交付要綱（昭和54年京都府告示第824号）
- (18) 身体障害者手帳交付申請用診断書料助成費補助金交付要綱（昭和56年京都府告示第504号）
- (19) 森林組合作業班育成強化促進事業費補助金交付要綱（昭和56年京都府告示第590号）
- (20) 森林組合等活動強化対策事業費補助金交付要綱（昭和59年京都府告示第576号）
- (21) 地域住宅計画（H O P E計画）策定事業費補助金交付要綱（昭和61年京都府告示第528号）
- (22) 京都府中小企業技術高度化対策事業費補助金交付要綱（昭和61年京都府告示第593号）
- (23) 京都府児童厚生施設等事業費補助金交付要綱（昭和62年京都府告示第106号）
- (24) 木材需要拡大対策事業補助金交付要綱（昭和63年京都府告示第26号）
- (25) 京都府心身障害者地域生活ホーム運営事業費補助金交付要綱（平成3年京都府告示第355号）
- (26) 環日本海等経済交流促進事業補助金交付要綱（平成5年京都府告示第404号）
- (27) 京都府中堅勤労者向け公共賃貸住宅制度要綱（平成6年京都府告示第252号）
- (28) 京都府参与の所掌する事項（平成6年京都府告示第359号）
- (29) 京都府中堅勤労者向け公共賃貸住宅制度補助金等交付要綱（平成6年京都府告示第538号）
- (30) 京都府中小企業エネルギー環境対応推進事業費補助金交付要綱（平成6年京都府告示第666号）
- (31) 小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱（平成7年京都府告示第385号）
- (32) 鉄道駅舎エレベーター整備事業補助金交付要綱（平成7年京都府告示第431号）
- (33) 歴史的文化財共有のための環境づくり推進事業補助金交付要綱（平成7年京都府告示第432号）
- (34) まちづくり施設整備資金借入金利子補給金交付要綱（平成7年京都府告示第433号）
- (35) 林業集落排水事業推進交付金交付要綱（平成12年京都府告示第598号）
- (36) 消防防災体制重点整備補助金交付要綱（平成13年京都府告示第340号）
- (37) 京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図

るための企業の立地促進及び育成に関する条例に基づくインキュベート施設の指定（平成14年京都府告示第204号）

- (38) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定施設支援施設の指定等に関する要綱（平成14年京都府告示第418号）
- (39) バイオマス利活用フロンティア推進事業費補助金交付要綱（平成15年京都府告示第526号）
- (40) 地域自然エネルギー設備導入促進補助金交付要綱（平成16年京都府告示第84号）
- (41) 京都府障害者相談支援ネットワーク事業費補助金交付要綱（平成17年京都府告示第272号）
- (42) 京都府産業廃棄物発生抑制等促進事業費補助金交付要綱（平成17年京都府告示第423号）
- (43) 京都府障害者グループホーム等開設事業費補助金交付要綱（平成17年京都府告示第559号）
- (44) 京都府ゆめこうば支援事業費等補助金交付要綱（平成18年京都府告示第53号）
- (45) 京都府中小企業地球温暖化対策応援事業費補助金交付要綱（平成18年京都府告示第385号）
- (46) 環境にやさしい京都の木の家づくり支援事業交付金交付要綱（平成18年京都府告示第504号）
- (47) 京都府まちなか商店街再生総合支援事業費補助金交付要綱（平成19年京都府告示第299号）
- (48) 京都府障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要綱（平成19年京都府告示第562号）
- (49) 京都府発達障害児等早期療育支援事業費補助金交付要綱（平成20年京都府告示第320号）
- (50) 省エネ・グリーン化推進地域エコ活動支援事業補助金交付要綱（平成21年京都府告示第481号）
- (51) 京都府私立幼稚園保育料減免事業等補助金交付要綱（平成21年京都府告示第592号）
- (52) 京都府福祉人材育成認証システム推進事業費補助

金交付要綱（平成21年京都府告示第649号）

- (53) 京都府下水汚泥リサイクル研究開発推進事業費補助金交付要綱（平成22年京都府告示第471号）
- (54) 京都府建設業新分野進出支援事業費補助金交付要綱（平成23年京都府告示第4号）
- (55) 安心保育推進事業費補助金交付要綱（平成23年京都府告示第6号）
- (56) 京都府中小事業者等エコ経営促進事業補助金交付要綱（平成23年京都府告示第447号）
- (57) 平成24年8月13日からの大雨の災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱（平成24年京都府告示第626号）
- (58) 平成25年台風第18号災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱（平成25年京都府告示第561号）
- (59) 京都府避難施設等緊急時電力確保促進事業補助金交付要綱（平成25年京都府告示第617号）
- (60) 京都府次世代下宿増築等事業費補助金交付要綱（平成28年京都府告示第610号）
- (61) 京都府多様な再生可能エネルギー普及促進事業補助金交付要綱（令和元年京都府告示第272号）
- (62) 京都府庁舎管理規則附則第3項に規定する知事が別に定める本庁の庁舎及び知事が別に定める日（令和4年京都府告示第94号）

附 則

- 1 この告示は、令和7年3月31日から施行する。
- 2 この告示による廃止前のそれぞれの告示（以下「廃止前の各告示」という。）に基づき令和6年度以前に交付した補助金等であって、この告示の施行の際現に廃止前の各告示の規定の適用を受けているものがある場合における当該規定は、なおその効力を有する。

京都府告示第182号

農業基盤整備事業関係補助金交付要綱（昭和42年京都府告示第11号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

第3中「別表の1一般農業基盤整備事業の表区分欄3」を「別表の1の表の1の項」に、「あつては、」を「あつては」に、「別表の3災害復旧事業の表区分欄3」を「別表の3の表の3の項」に改める。

第4第2項中「前項各号」を「前項」に、「別表の1一般農業基盤整備事業の表区分欄3に掲げる調査設計に係る前項の知事の承認を受けなければならない変更は、間接補助金額の増減をしようとするときとし、同表区分欄3」を「別表の1の表の1の項」に改める。

第6中「別表の1一般農業基盤整備事業の表区分欄3」を「別表の1の表の1の項」に、「あつては、」を「あつては」

に、「別表の3災害復旧事業の表区分欄3」を「別表の3の表の3の項」に改める。

別表の1の表中1の項及び2の項を削り、同表の3の項中「(統合整備連携対策事業にあつては、3分の1)」を削り、同項を同表の1の項とし、同表の4の項中「山村振興法」を「振興山村(山村振興法)」に、「振興山村(以下「振興山村」という)」を「山村をいう。以下同じ」に、「半島振興法」を「半島振興地域(半島振興法)」に、「(以下「半島振興地域」という)」を「をいう。以下同じ」に、「過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第2条の過疎地域(以下「過疎地域」という)」を「過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域をいう。以下同じ」に、「特定農山村地域」を「特定農山村(特定農山村地域)」に、「(以下「特定農山村」という)」を「をいう。以下同じ」に、「以下「急傾斜畑地帯」という)」を「以下同じ」に、「に規定する指定棚田地域(以下「指定棚田」という)」を「の規定により指定された地域をいう。以下同じ」に改め、同項を同表の2の項とし、同表の5の項中「(5) 急傾斜畑地帯」及び「(6) 指定棚田」を削り、同項を同表の3の項とし、同表の6の項中「実施計画策定事業」を「実施計画等策定事業」に、「指定棚田」を「指定棚田地域」に改め、同項を同表の4の項とし、同表の7の項中「指定棚田」を「指定棚田地域」に改め、同項を同表の5の項とし、同表の8の項中「実施計画策定事業」を「実施計画等策定事業」に改め、同項を同表の6の項とし、同表の9の項中「計画実施策定等事業」を「計画策定等事業」に、「指定棚田」を「指定棚田地域」に改め、同項を同表の7の項とし、同表の10の項中

1 農地整備事業 (1) 通作条件整備事業	農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21農振第2454号農村振興局長、生産局長、林野庁長官及び水産庁長官連名通知。以下この項において「実施要領」という。)の別紙1-1の運用1の第2の3の事業にあつては、10分の5.5(次に該当する地域において実施するものにあつては、10分の6)以内 (1) 振興山村 (2) 半島振興地域 (3) 過疎地域 (4) 特定農山村 (5) 急傾斜畑地帯 (6) 指定棚田
2 水利施設等整備事業 (1) 基幹水利施設保全事業 (2) 地域農業水利施設保全事業	実施要領の別紙2の運用1の第1の6又は7の事業を実施するものにあつては、10分の6.4(次に該当する地域において実施するものにあつては、10分の6.9)以内 (1) 振興山村 (2) 半島振興地域 (3) 過疎地域 (4) 特定農山村 (5) 急傾斜畑地帯 (6) 指定棚田
3 地域用水環境整備事業 (1) 地域用水環境整備事業 (2) 歴史的施設保全事業	実施要領の別紙2の運用5の第1の1又は2の事業を実施するものにあつては、10分の6.4(次に該当する地域において実施するものにあつては、10分の6.9)以内 (1) 振興山村 (2) 半島振興地域 (3) 過疎地域 (4) 特定農山村 (5) 急傾斜畑地帯 (6) 指定棚田

1 農地整備事業 (1) 通作条件整備事業	農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21農振第2454号農村振興局長、生産局長、林野庁長官及び水産庁長官連名通知。以下この項において「実施要領」という。)の別紙1-1の運用1の第2の3の事業にあつては、10分の5.5以内
2 水利施設等整備事業 (1) 基幹水利施設保全型事業 (2) 地域農業水利施設保全型事業	実施要領の別紙2の運用1の第1の6又は7の事業を実施するものにあつては、10分の6.4(第1の7の(1)から(3)に掲げる事業であつて、次に該当する地域において実施するものにあつては、10分の6.9)以内 (1) 振興山村 (2) 半島振興地域 (3) 過疎地域 (4) 特定農山村 (5) 急傾斜畑地帯 (6) 指定棚田地域
3 地域用水環境整備事業 (1) 地域用水環境整備事業 (2) 歴史的施設保全事業	実施要領の別紙2の運用5の第1の1又は2の事業を実施するものにあつては、10分の6.4以内

に改め、

同項を同表の8の項とし、同表に次のように加える。

9	水利施設等保全高度化事業に要する経費	1 水利施設整備事業 (1) 基幹水利施設保全型事業 (2) 低炭素農業水利システム構築型事業 (3) 簡易整備型事業 2 実施計画策定事業 (1) 施設計画策定事業 (2) 機能保全計画策定事業	水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農村振興局長通知。以下この項において「実施要領」という。）の別紙1の第2の6、8又は12の事業にあつては、10分の6.4（第2の8又は12に掲げる事業であつて、次に該当する地域において実施するものにあつては、10分の6.9）以内 (1) 振興山村 (2) 半島振興地域 (3) 過疎地域 (4) 特定農山村 (5) 急傾斜畑地帯 (6) 指定棚田地域 実施要領の別紙3の第2の3又は4の事業にあつては、定額	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）及び実施要領に掲げる補助基準
---	--------------------	---	--	---

別表の2の表の1の項中 「 6 調査計画事業 」 を 「 6 調査計画等事業
(1) 調査計画事業
(2) 実施計画策定等事業 」 に改め、「。ただし、知事が

へき地と認める地域で事業を実施する場合において、市町村がその事業費の10分の7以上を負担し、又は補助するとき（市町村以外の者に補助金を交付する場合にあつては、市町村がその事業費の10分の0.5以上を補助するとき）は、10分の6.5以内」を削り、「令和7年度」を「農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農村振興局長通達。以下この項において「実施要領」という。）第2の3に定める二次災害が予想される地区に所在する施設に係るものであつて、令和7年度」に、「農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農村振興局長通達）」を「実施要領」に改め、同表の2の項を次のように改める。

2	農業水路等長寿命化・防災減災事業に要する経費	1 ため池整備事業	定額。ただし、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29農振第2713号農林水産事務次官依命通知。以下この項において「交付要綱」という。）の別表に定める額を上限とする。	交付要綱、実施要綱及び農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2712号農村振興局長通知）に掲げる補助基準
		(1) 地域防災上のリスクを除去するためにため池を廃止する事業	10分の7.5以内	
		(2) その他の事業	10分の6以内	
		2 用排水施設等整備事業	10分の5.5以内	
		3 たん水防除事業	10分の8.7以内	
		4 農業用河川工作物応急対策事業	10分の9.2以内	
		(1) 事業費1億円以上	10分の8.2以内	
		(2) 事業費5,000万円以上1億円未満		
		(3) 事業費800万円以上5,000万円未満		
		5 危機管理対策事業	10分の7.5以内。ただし、ため池にかかるものであつて、令和12年度までに補助事業として採択されたものにあつては、定額。	
		6 実施計画策定等事業	定額。ただし、交付要綱の別表に定める額を上限とする。	
		7 ため池の保全・避難対策事業	令和12年度までに補助事業として採択されたものにあつては、定額。ただし、交付要綱の別表に定める額を上限とする。	

別表の2の表に次のように加える。

3	農山漁村地域整備交付金に要する経費	1 ため池整備事業	10分の7.5以内	農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通達）及び農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21農振第2454号農村振興局長、生産局長、林野庁長官及び水産庁長官連名通知）に掲げる補助基準
		2 用排水施設等整備事業	10分の6以内	
		3 たん水防除事業	10分の5.5以内	
		4 農業用河川工作物応急対策事業	10分の9.2以内	
		(1) 事業費5,000万円以上1億円未満	10分の8.2以内	
		(2) 事業費800万円以上5,000万円未満		
		5 ため池等農地災害危機管理対策事業	10分の7.5以内	
		6 調査計画等事業	10分の7.5以内	
		(1) 調査計画事業		
		(2) 実施計画策定等事業		

別表の2の表の備考を次のように改める。

備考 別表の2の表の1の項、2の項及び3の項に掲げる事業であつて補助額が定額である事業を除き、次に掲げる

要件のいずれかを満たす事業については、この表に規定する補助率に10分の0.5を加えた率を補助率とする。

- (1) 大規模事業（農村地域防災減災事業実施要領又は農山漁村地域整備交付金実施要領において定める要件を満たす事業をいう。）である事業
- (2) 中山間地域等（農村地域防災減災事業実施要領第2第1項に規定する中山間地域、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3－2の第3の(10)に規定する中山間地域又は農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱別表に規定する中山間地域等をいう。）において実施する事業であつて知事が特に必要と認めるもの
- (3) 補助事業の区分1の7の(2)の事業であつて、緊急性が高いもの（浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの）

別表の4の表を削る。

別表の5の表の1の項中「知事がへき地と認める地域」を「中山間地域等」に改め、同表を別表の4の表とする。

別表の6の表を削る。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第5号様式中「、調査設計事業」を削る。



京都府告示第183号

農業振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

農業振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

農業振興事業費補助金交付要綱（昭和35年京都府告示第928号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項を8の項とし、10の項から18の項までを削り、19の項を9の項とし、20の項を削り、21の項を10の項とし、22の項から24の項までを11項ずつ繰り上げ、25の項を削り、26の項を14の項とし、27の項から32の項までを12項ずつ繰り上げ、33の項を削り、34の項を21の項とし、35の項から41の項までを13項ずつ繰り上げ、42の項及び43の項を削り、44の項を29の項とし、45の項から51の項までを15項ずつ繰り上げ、52の項を削り、53の項を37の項とし、同表の54の項中「」農地中間管理機構」を「以下同じ。）農地中間管理機構」に改め、同表中同項を38の項とし、55の項を39の項とし、56の項を削り、57の項を40の項とし、58の項から60の項までを17項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

44	一般社団法人京都府農業会議	農地利活用対策事業に要する経費	知事が必要と認める額	事業費総額の増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止
45	地域運営組織、自治会又は町内会その他の団体（農村地域再構築推進事業に取り組むものに限る。）	農村地域再構築推進事業に要する経費	知事が必要と認める額	事業費総額の2割を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業内容の変更 3 事業の新設又は廃止

第3条第1項及び第5条第1項中「22」を「11」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

京都府告示第184号

京都府沿岸漁業振興対策事業費補助金交付要綱（昭和35年京都府告示第777号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

別表中「又は漁業生産組合」を「、漁業生産組合又は漁業を営む法人（漁業協同組合及び漁業生産組合を除き、漁業に従事する者（1年間を通じ90日以上漁業に従事する者に限る。）を1人以上雇用している法人に限る。）」に改める。

京都府告示第185号

宅地建物取引業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

宅地建物取引業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示

宅地建物取引業者名簿等閲覧規程（平成17年京都府告示第231号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この告示は、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第5条第2項の規定により、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第10条に規定する宅地建物取引業者名簿及び特定書類又はこれらの写し（以下「名簿等」という。）の閲覧所の場所その他閲覧所における閲覧に関し必要な事項について定めるものとする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

京都府告示第186号

建築士名簿閲覧規程及び建築士事務所登録簿等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

建築士名簿閲覧規程及び建築士事務所登録簿等閲覧規程の一部を改正する告示

第1条 建築士名簿閲覧規程（平成21年京都府告示第187号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規程」を「告示」に、「二級建築士名簿」を「建築士法（昭和25年法律第202号）第6条第2項に規定する二級建築士名簿」に、「その他」を「その他閲覧所における」に、「事項を」を「事項について」に改める。

第2条 建築士事務所登録簿等閲覧規程（平成21年京都府告示第188号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規程」を「告示」に、「建築士事務所登録簿等」を「建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3に規定する登録簿その他の同法第23条の9に規定する書類」に、「その他」を「その他閲覧所における」に、「事項を」を「事項について」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会

会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会規則第3号

会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則（令和2年京都府教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。



京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会規則第4号

京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成12年京都府教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表の2の項の(3)」を「別表の2の項の(2)」に改める。

別表第2の左欄中「別表の2の項の(3)」を「別表の2の項の(2)」に改め、同表右欄を次のように改める。

- 1 職員の給与、勤務時間等に関する規則（昭和31年京都府人事委員会規則6―2）第50条の3の規定による扶養親族届に係る事実の確認
- 2 職員の通勤手当に関する規則（昭和33年京都府人事委員会規則6―11）第4条第1項の規定による届出に係る事実の確認及び通勤手当の額の決定
- 3 職員の住居手当に関する規則（昭和45年京都府人事委員会規則6―33）第7条第1項の規定による届出に係る事実の確認及び住居手当の月額決定

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。



府立学校の業務に従事する現業職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会規則第5号

府立学校の業務に従事する現業職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則

(府立学校の業務に従事する現業職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第1条 府立学校の業務に従事する現業職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和52年京都府教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害応急作業等で心身に著しい負担を与えるもの（」を削り、「京都府人事委員会規則6―3」の右に「。以下「規則」という。」を加え、「に限る。）」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する特殊勤務手当の額は、作業1日につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 規則第12条第2項第24号アの規定により給与条例適用職員に作業1日につき1,080円の特殊勤務手当が支給される場合に相当する作業が行われた場合 1,080円（次に掲げる場合にあつては、当該場合の区分に応じ、それぞれに定める額（同一の日において次のいずれにも該当するときは、イに掲げる額）を加算した額）

ア 規則第12条第2項第24号ア(ア)の規定により給与条例適用職員が行う作業に相当する作業が行われた場合 540円

イ 規則第12条第2項第24号ア(イ)の規定により給与条例適用職員が行う作業に相当する作業が行われた場合 1,080円

(2) 前号以外の場合 840円（次に掲げる場合にあつては、当該場合の区分に応じ、それぞれに定める額（同一の日において次のいずれにも該当するときは、イに掲げる額）を加算した額）

ア 規則第12条第2項第24号イ(ア)の規定により給与条例適用職員が行う作業に相当する作業が行われた場合 420円

イ 規則第12条第2項第24号イ(イ)の規定により給与条例適用職員が行う作業に相当する作業が行われた場合 840円

(技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

第2条 技能労務職員の給与等に関する規則（平成19年京都府教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「83号給」を「75号給」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技能労務職給料表

技能労務 職員の区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 技能労務 職員		円	円	円	円	円
	1	188,100	230,600	250,800	284,000	312,000
	2	189,800	231,400	251,900	284,700	313,500
	3	191,500	232,200	252,900	285,400	314,800
	4	193,200	233,000	253,900	286,100	316,000
	5	195,000	233,800	254,900	286,700	317,000
	6	196,700	234,600	256,100	287,300	318,200
	7	198,300	235,400	257,300	287,900	319,400
	8	199,900	236,200	258,300	288,600	320,600
	9	201,600	237,000	259,400	289,200	321,700
	10	203,100	237,700	260,400	289,800	322,800
	11	204,600	238,400	261,300	290,400	323,900
	12	206,100	239,100	261,800	290,900	325,000
	13	207,600	239,800	262,400	291,400	326,000
	14	209,100	240,400	262,800	291,900	327,100
	15	210,700	241,100	263,200	292,400	328,300
	16	212,200	241,700	263,700	292,800	329,400
	17	213,700	242,300	264,200	293,200	330,400
	18	215,100	242,900	264,800	293,600	331,500
	19	216,500	243,500	265,300	294,000	332,600
	20	218,000	244,000	265,900	294,400	333,600
	21	219,400	244,500	266,700	294,800	334,600
	22	220,500	245,000	267,300	295,200	335,600
	23	221,600	245,500	267,900	295,600	336,700
	24	222,700	246,000	268,700	296,000	337,700
	25	223,700	246,500	269,500	296,500	338,700
	26	224,600	247,000	270,200	296,900	339,600
	27	225,600	247,400	270,800	297,300	340,700
	28	226,500	247,900	271,600	297,700	341,700
	29	227,400	248,500	272,400	298,100	342,700
	30	228,200	249,100	273,200	298,600	343,800
	31	229,000	249,600	273,900	299,100	344,800
	32	229,800	250,000	274,600	299,600	345,700
	33	230,600	250,400	275,300	300,100	346,600
	34	231,300	250,900	276,000	300,600	347,500
	35	232,000	251,400	276,700	301,100	348,400
	36	232,700	251,800	277,400	301,600	349,300
	37	233,500	252,200	278,100	302,100	350,200
	38	234,100	252,700	278,800	302,800	351,200
	39	234,700	253,200	279,400	303,400	352,300
	40	235,300	253,600	280,000	304,100	353,200
	41	236,000	254,000	280,600	304,800	354,100
	42	236,500	254,500	281,100	305,400	355,000
	43	237,000	255,000	281,600	306,000	355,900
	44	237,500	255,400	282,100	306,500	356,700
	45	238,000	255,800	282,600	307,000	357,500
	46	238,400	256,200	283,100	307,600	358,300
	47	238,800	256,600	283,600	308,200	359,100
	48	239,200	257,100	284,000	308,800	359,900
	49	239,600	257,500	284,400	309,400	360,600
	50	239,900	257,900	284,900	310,100	361,400
	51	240,200	258,300	285,300	310,800	362,200
	52	240,500	258,700	285,800	311,500	362,800
	53	240,800	259,100	286,200	312,200	363,500
	54	241,200	259,500	286,700	312,900	364,100
	55	241,500	259,900	287,200	313,600	364,800

	56	241, 800	260, 300	287, 700	314, 200	365, 500
	57	242, 000	260, 600	288, 200	314, 800	366, 100
	58	242, 300	261, 000	288, 900	315, 500	366, 600
	59	242, 600	261, 400	289, 500	316, 200	367, 100
	60	242, 800	261, 700	290, 100	316, 800	367, 700
	61	243, 000	262, 000	290, 700	317, 300	368, 100
	62	243, 300	262, 400	291, 300	317, 800	368, 600
	63	243, 600	262, 800	291, 900	318, 400	369, 100
	64	243, 800	263, 100	292, 500	319, 000	369, 600
	65	244, 000	263, 400	293, 000	319, 600	370, 000
	66	244, 300	263, 700	293, 500	320, 100	370, 500
	67	244, 600	264, 000	294, 000	320, 600	371, 000
	68	244, 800	264, 200	294, 500	321, 100	371, 500
	69	245, 000	264, 400	295, 000	321, 400	371, 900
	70	245, 300	264, 800	295, 500	321, 900	372, 400
	71	245, 600	265, 100	295, 900	322, 400	372, 900
	72	245, 800	265, 300	296, 400	322, 800	373, 400
	73	246, 000	265, 500	296, 800	323, 000	373, 800
	74	246, 300	265, 800	297, 200	323, 300	374, 300
	75	246, 600	266, 100	297, 600	323, 500	374, 800
	76	246, 800	266, 300	298, 000	323, 800	375, 400
	77	247, 000	266, 500	298, 400	324, 100	375, 800
	78	247, 300	266, 800	298, 800	324, 400	376, 300
	79	247, 600	267, 100	299, 200	324, 700	376, 800
	80	247, 800	267, 300	299, 700	324, 900	377, 300
	81	248, 000	267, 500	300, 000	325, 100	377, 700
	82	248, 300	267, 800	300, 500	325, 400	378, 200
	83	248, 500	268, 100	301, 000	325, 700	378, 700
	84	248, 800	268, 300	301, 500	325, 900	379, 200
	85	249, 100	268, 500	301, 800	326, 100	379, 600
	86	249, 300	268, 700	302, 300	326, 400	380, 100
	87	249, 600	269, 000	302, 800	326, 700	380, 600
	88	249, 900	269, 300	303, 100	327, 000	381, 100
	89	250, 100	269, 500	303, 500	327, 200	381, 500
	90	250, 400	269, 700	304, 000	327, 500	382, 000
	91	250, 700	270, 000	304, 600	327, 800	382, 500
	92	250, 900	270, 200	305, 100	328, 100	383, 000
	93	251, 100	270, 500	305, 400	328, 300	
	94	251, 400	270, 800	305, 800	328, 600	
	95	251, 700	271, 100	306, 300	328, 900	
	96	251, 900	271, 300	306, 800	329, 100	
	97	252, 100	271, 500	307, 200	329, 300	
	98	252, 400	271, 800	307, 600	329, 600	
	99	252, 700	272, 000	307, 900	329, 900	
	100	252, 900	272, 300	308, 200	330, 100	
	101	253, 100	272, 500	308, 500	330, 300	
	102	253, 400	272, 800	308, 900	330, 600	
	103	253, 700	273, 100	309, 200	330, 900	
	104	253, 900	273, 400	309, 600	331, 100	
	105	254, 100	273, 600	309, 900	331, 300	
	106		273, 800	310, 300	331, 600	
	107		274, 100	310, 700	331, 900	
	108		274, 300	311, 000	332, 100	
	109		274, 600	311, 200	332, 300	
	110		274, 900	311, 500	332, 600	
	111		275, 200	311, 800	332, 900	
	112		275, 400	312, 000	333, 100	
	113		275, 600	312, 300	333, 300	
	114		275, 900	312, 600	333, 600	
	115		276, 100	312, 900	333, 900	
	116		276, 300	313, 100	334, 100	
	117		276, 600	313, 300	334, 300	
	118		276, 900	313, 600	334, 600	

	119		277, 200	313, 900	334, 900	
	120		277, 400	314, 100	335, 100	
	121		277, 600	314, 300	335, 300	
	122		277, 800	314, 600	335, 600	
	123		278, 100	314, 900	336, 000	
	124		278, 400	315, 100	336, 200	
	125		278, 600	315, 300	336, 400	
	126		278, 800	315, 600	336, 700	
	127		279, 100	315, 900	337, 000	
	128		279, 400	316, 100	337, 200	
	129		279, 600	316, 300	337, 400	
	130		279, 800		337, 700	
	131		280, 100		338, 000	
	132		280, 400		338, 200	
	133		280, 700		338, 400	
	134		280, 900		338, 700	
	135		281, 200		339, 000	
	136		281, 500		339, 200	
	137		281, 700		339, 400	
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		200, 400	211, 700	230, 400	251, 800	283, 400

別表第4及び別表第5を次のように改める。

別表第4（第4条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	2
23	3	11	1	3
24	4	12	1	4
25	5	13	1	5
26	6	14	1	5
27	7	15	1	6
28	8	16	1	6
29	9	17	1	7

30	10	18	2	7
31	11	19	3	8
32	12	20	4	8
33	13	21	5	9
34	14	22	6	9
35	15	23	7	10
36	16	24	8	10
37	17	25	9	11
38	18	26	10	11
39	19	27	11	12
40	20	28	12	12
41	21	29	13	13
42	22	29	14	14
43	23	30	15	15
44	24	30	16	16
45	25	31	17	17
46	26	31	18	17
47	27	32	19	18
48	28	32	20	18
49	29	33	21	19
50	30	34	22	19
51	31	35	23	20
52	32	36	24	20
53	33	37	25	21
54	34	38	26	21
55	35	39	27	21
56	36	40	28	22
57	37	41	29	22
58	38	42	30	22
59	39	43	31	23
60	40	44	32	23
61	41	45	33	23
62	42	45	34	24
63	43	46	35	24
64	44	46	36	24
65	45	47	37	25
66	45	47	38	25
67	46	48	39	25
68	46	48	40	26
69	47	49	41	26
70	47	49	42	26
71	48	50	43	27
72	48	50	44	27
73	49	51	45	27
74	49	51	46	28
75	50	52	47	28
76	50	52	48	28
77	51	53	49	29
78	51	53	50	29
79	52	54	51	29
80	52	54	52	29
81	53	55	53	29
82	53	55	54	29
83	54	56	55	29
84	54	56	56	30
85	55	57	57	30
86	55	57	57	30
87	56	57	58	30
88	56	57	58	30
89	57	58	59	30

90	57	58	59	30
91	57	58	60	31
92	58	58	60	31
93	58	59	61	31
94	58	59	61	31
95	59	59	62	31
96	59	59	62	31
97	59	60	63	31
98	60	60	63	31
99	60	60	64	32
100	60	60	64	32
101	61	61	65	32
102	61	61	66	32
103	62	61	67	32
104	62	61	68	33
105	63	62	69	33
106		62	69	33
107		62	70	33
108		62	70	33
109		63	71	34
110		63	71	34
111		63	72	34
112		63	72	34
113		64	72	34
114		64	72	35
115		64	72	35
116		64	72	35
117		65	72	35
118		65	72	35
119		65	72	36
120		65	72	36
121		65	72	36
122		65	72	36
123		65	72	36
124		66	72	37
125		66	72	37
126		66	72	37
127		66	72	37
128		66	72	37
129		66	72	38
130		66		38
131		67		38
132		67		38
133		67		38
134		67		39
135		67		39
136		67		39
137		67		39

別表第5（第4条関係）

降格時号給対応表

降格をした日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	21	13	29	21
2	22	14	30	22
3	23	15	31	23
4	24	16	32	24
5	25	17	33	26
6	26	18	34	28
7	27	19	35	30
8	28	20	36	32
9	29	21	37	34
10	30	22	38	36
11	31	23	39	38
12	32	24	40	40
13	33	25	41	41
14	34	26	42	42
15	35	27	43	43
16	36	28	44	44
17	37	29	45	46
18	38	30	46	48
19	39	31	47	50
20	40	32	48	52
21	41	33	49	55
22	42	34	50	58
23	43	35	51	61
24	44	36	52	64
25	45	37	53	67
26	46	38	54	70
27	47	39	55	73
28	48	40	56	76
29	49	42	57	83
30	50	44	58	90
31	51	46	59	98
32	52	48	60	103
33	53	49	61	108
34	54	50	62	113
35	55	51	63	118
36	56	52	64	123
37	57	53	65	128
38	58	54	66	133
39	59	55	67	137
40	60	56	68	137
41	61	57	69	137
42	62	58	70	137
43	63	59	71	137
44	64	60	72	137
45	66	62	73	137
46	68	64	74	137
47	70	66	75	137
48	72	68	76	137
49	74	70	77	137
50	76	72	78	137
51	78	74	79	137
52	80	76	80	137
53	82	78	81	137

54	84	80	82	137
55	86	82	83	137
56	88	84	84	137
57	91	88	86	137
58	94	92	88	137
59	97	96	90	137
60	100	100	92	137
61	102	104	94	137
62	104	108	96	137
63	105	112	98	137
64	105	116	100	137
65	105	123	101	137
66	105	130	102	137
67	105	137	103	137
68	105	137	104	137
69	105	137	106	137
70	105	137	108	137
71	105	137	110	137
72	105	137	129	137
73	105	137	129	137
74	105	137	129	137
75	105	137	129	137
76	105	137	129	137
77	105	137	129	137
78	105	137	129	137
79	105	137	129	137
80	105	137	129	137
81	105	137	129	137
82	105	137	129	137
83	105	137	129	137
84	105	137	129	137
85	105	137	129	137
86	105	137	129	137
87	105	137	129	137
88	105	137	129	137
89	105	137	129	137
90	105	137	129	137
91	105	137	129	137
92	105	137	129	137
93	105	137	129	
94	105	137	129	
95	105	137	129	
96	105	137	129	
97	105	137	129	
98	105	137	129	
99	105	137	129	
100	105	137	129	
101	105	137	129	
102	105	137	129	
103	105	137	129	
104	105	137	129	
105	105	137	129	
106	105	137	129	
107	105	137	129	
108	105	137	129	
109	105	137	129	
110	105	137	129	
111	105	137	129	
112	105	137	129	
113	105	137	129	

114	105	137	129	
115	105	137	129	
116	105	137	129	
117	105	137	129	
118	105	137	129	
119	105	137	129	
120	105	137	129	
121	105	137	129	
122	105	137	129	
123	105	137	129	
124	105	137	129	
125	105	137	129	
126	105	137	129	
127	105	137	129	
128	105	137	129	
129	105	137	129	
130	105		129	
131	105		129	
132	105		129	
133	105		129	
134	105		129	
135	105		129	
136	105		129	
137	105		129	

(技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成26年京都府教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「の号給」の右に「(号給の切替えがあったときは、切替前の号給に対応する切替後の号給)」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において技能労務職員の給与等に関する規則別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であった者の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

附則別表（附則第2項関係）

号給の切替表

旧号給	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8

17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	62
71	55	67	67	63
72	56	68	68	64

73	57	69	69	65
74	58	70	70	66
75	59	71	71	67
76	60	72	72	68
77	61	73	73	69
78	62	74	74	70
79	63	75	75	71
80	64	76	76	72
81	65	77	77	73
82	66	78	78	74
83	67	79	79	75
84	68	80	80	76
85	69	81	81	77
86	70	82	82	78
87	71	83	83	79
88	72	84	84	80
89	73	85	85	81
90	74	86	86	82
91	75	87	87	83
92	76	88	88	84
93	77	89	89	85
94	78	90	90	86
95	79	91	91	87
96	80	92	92	88
97	81	93	93	89
98	82	94	94	90
99	83	95	95	91
100	84	96	96	92
101	85	97	97	
102	86	98	98	
103	87	99	99	
104	88	100	100	
105	89	101	101	
106	90	102	102	
107	91	103	103	
108	92	104	104	
109	93	105	105	
110	94	106	106	
111	95	107	107	
112	96	108	108	
113	97	109	109	
114	98	110	110	
115	99	111	111	
116	100	112	112	
117	101	113	113	
118	102	114	114	
119	103	115	115	
120	104	116	116	
121	105	117	117	
122		118	118	
123		119	119	
124		120	120	
125		121	121	
126		122	122	
127		123	123	
128		124	124	

129		125	125	
130		126	126	
131		127	127	
132		128	128	
133		129	129	
134			130	
135			131	
136			132	
137			133	
138			134	
139			135	
140			136	
141			137	



京都府教育委員会教育長訓令第1号

本 府 立 学 校
地 方 機 関
府 立 学 校
京都府総合教育センター
京 都 府 立 図 書 館
京 都 府 立 郷 土 資 料 館

京都府教育委員会地方機関等処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会地方機関等処務規程等の一部を改正する訓令

(京都府教育委員会地方機関等処務規程及び京都府教育
庁職員服務規程の一部改正)

第1条 次に掲げる訓令の規定中

22 満15歳に達する 日以後の最初の3 月31日までの間に ある子、満18歳に 達する日以後の最 初の3月31日まで の間にある障害の ある子又は特別支 援学校（高等部専 攻科を除く。）に 在籍する子（いず れも配偶者の子を 含む。）を養育す る職員が次に掲げ る行為を行う場合 ア 当該子の看護 イ 当該子が受け る予防接種又は 健康診断への付 添い ウ 当該子が在籍 し、又は在籍す ることとなる学 校等が実施する 行事への出席	次に掲げる場合で勤務しないこ とが相当と認められるときである。 (1) 負傷、疾病による治療、療養 中の子の看病及び通院等の世話 を行う場合 (2) 子が受ける予防接種又は健康 診断に付き添う場合 (3) 子が在籍し、又は在籍するこ ととなる学校等の授業参観その 他これに準ずる行事に出席する 場合
---	---

を

(22) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害のある子又は特別支援学校（高等部専攻科を除く。）に在籍する子（いずれも配偶者の子を含む。）を養育する職員が次に掲げる行為を行う場合 ア 当該子の看護 イ 当該子が受ける予防接種又は健康診断への付添い ウ 当該子（満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る。）が在籍する学校の休業（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に規定する休業をいう。）その他これに準じるものとして人事委員会が定める事由に伴う当該子の世話 エ 当該子が在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席	次に掲げる場合で勤務しないことが相当と認められるときである。 (1) 負傷、疾病による治療、療養中の子の看病及び通院等の世話を行う場合 (2) 子が受ける予防接種又は健康診断に付き添う場合 (3) インフルエンザ等による学校等の臨時休業（学校等の全部又は一部の休業）及び台風等による休校のため子の世話を行う場合 (4) 子が在籍し、又は在籍することとなる学校等の授業参観その他これに準ずる行事に出席する場合
---	--

に改める。

- (1) 京都府教育委員会地方機関等処務規程（昭和34年京都府教育委員会教育長訓令第2号）別表第1特別休暇の項
 - (2) 京都府教育庁職員服務規程（昭和53年京都府教育委員会教育長訓令第1号）別表特別休暇の項（京都府立学校職員服務規程の一部改正）
- 第2条 京都府立学校職員服務規程（平成2年京都府教育委員会教育長訓令第1号）別表の2の表(17)の項中

(17) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害のある子又は特別支援学校（高等部専攻科を除く。）に在籍する子（いずれも配偶者の子を含む。）を養育する職員が次に掲げる行為を行う場合 ア 当該子の看護 イ 当該子が受ける予防接種又は健康診断への付添い ウ 当該子が在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席	次に掲げる場合で勤務しないことが相当と認められるときである。 (1) 負傷、疾病による治療、療養中の子の看病及び通院等の世話を行う場合 (2) 子が受ける予防接種又は健康診断に付き添う場合 (3) 子が在籍し、又は在籍することとなる学校等の授業参観その他これに準ずる行事に出席する場合
--	--

を

- (17) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害のある子又は特別支援学校（高等部専攻科を除く。）に在籍する子（いずれも配偶者の子を含む。）を養育する職員が次に掲げる行為を行う場合
- ア 当該子の看護
- イ 当該子が受ける予防接種又は健康診断への付添い
- ウ 当該子（満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る。）が在籍する学校の休業（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に規定する休業をいう。）その他これに準じるものとして人事委員会が定める事由に伴う当該子の世話
- エ 当該子が在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席

次に掲げる場合で勤務しないことが相当と認められるときである。

(1) 負傷、疾病による治療、療養中の子の看病及び通院等の世話を行う場合

(2) 子が受ける予防接種又は健康診断に付き添う場合

(3) インフルエンザ等による学校等の臨時休業（学校等の全部又は一部の休業）及び台風等による休校のため子の世話を行う場合

(4) 子が在籍し、又は在籍することとなる学校等の授業参観その他これに準ずる行事に出席する場合

に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

京都府教育委員会教育長訓令第2号

教育機関

教育長の権限に属する事務の一部を教育機関の長に委任する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

教育長の権限に属する事務の一部を教育機関の長に委任する訓令の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の一部を教育機関の長に委任する訓令（昭和59年京都府教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「及び第12条」を削る。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会

職員の定年引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸 子

京都府人事委員会規則101—24

職員の定年引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則（京都府人事委員会規則1—6）の一部を次のように改正する。

附則第2項第5号及び第6号中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

附則第3項中「第55条の2第2項及び第3項」を「第

55条の3」に改める。

附則第10項及び第11項を削り、附則第12項を附則第10項とし、附則第13項を附則第11項とし、附則第14項を附則第12項とする。

附則第15項から第17項までを削り、附則第18項を附則第13項とし、附則第19項を附則第14項とする。

附則第20項中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改め、同項を附則第15項とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。



一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸 子

京都府人事委員会規則104—52

一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する規則（京都府人事委員会規則4—11）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「及び特定任期付職員業績手当」を削り、同条第2項を削る。

第6条第2項を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。



職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸 子

京都府人事委員会規則106—834

職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与、勤務時間等に関する規則（京都府人事委員会規則6—2）の一部を次のように改正する。

第36条の見出し並びに同条第1号、第4号及び第7号中「以上」を削る。

第36条の次に次の1条を加える。

（行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員）

第36条の2 条例第6条第3項第2号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの
- (2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
- (3) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの

第37条第1項第1号中「7級以上」を「7級」に、「前条各号」を「第36条各号」に改め、同条第2項中「次条に規定する年齢に達した」を「条例第6条第3項各号に掲げる」に、「条例第6条第3項」を「同条第3項」に改める。

第38条中「第6条第3項」を「第6条第3項第1号」に改める。

第41条の2中「降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び第36条の2各号に掲げる職員 降号した日の前日に受けていた号給より1号給下位の号給

第50条の2の次に次の2条を加える。

（届出）

第50条の3 新たに条例第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、人事委員会が定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(支給の始期及び終期)

第50条の4 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日(人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第55条の2第1項中「第16条の2第3項第1号」を「第16条の2第3項」に改め、「勤務は、」の右に「同条第1項の」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 条例第16条の2第3項の人事委員会規則で定める職員は、一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年京都府条例第45号。以下「任期付条例」という。)第3条第2項の規定により任期を定めて採用された職員(次条において「特定任期付職員」という。)のうち人事委員会が認めるものとする。

第55条の2第3項から第5項までを削る。

第55条の3中「前条第2項及び第3項」を「第55条の3」に、「同条第2項第1号及び第3項第1号」を「同条第1項第1号及び第2項第1号」に改め、同条を第55条の6とし、第55条の2の次に次の3条を加える。

第55条の3 条例第16条の2第3項第1号アの人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の管理職員(管理職手当規則別表第1に掲げる職を占める職員をいう。以下この条において同じ。) 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 1種 12,000円
- イ 2種 11,000円
- ウ 3種 10,000円
- エ 4種 9,000円
- オ 5種 8,000円
- カ 6種 7,000円
- キ 7種及び8種 6,000円
- ク 9種 4,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 1種 11,000円
- イ 2種 10,000円
- ウ 3種 9,000円
- エ 4種 8,000円
- オ 5種 7,000円
- カ 6種 6,000円
- キ 7種及び8種 5,000円
- ク 9種 3,000円

(3) 任期付条例第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付条例別表第1に定める第1号任期付研究員給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 6号給及び任期付条例第5条第4項の規定による給料月額(同項の給料月額について同条第5項の規定を適用する場合を含む。) 12,000円
- イ 4号給及び5号給 10,000円
- ウ 2号給及び3号給 8,000円
- エ 1号給 6,000円

(4) 特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付条例別表第3に定める特定任期付職員給料表の号給又は給

料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 6号給及び7号給並びに任期付条例第5条第4項の規定による給料月額（同項の給料月額について同条第5項の規定を適用する場合を含む。） 12,000円
- イ 5号給 10,000円
- ウ 2号給から4号給まで 8,000円
- エ 1号給 6,000円

2 条例第16条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 1種 6,000円
- イ 2種 5,500円
- ウ 3種 5,000円
- エ 4種 4,500円
- オ 5種 4,000円
- カ 6種 3,500円
- キ 7種及び8種 3,000円
- ク 9種 2,000円

(2) 定年再任用短時間勤務職員である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 1種 5,500円
- イ 2種 5,000円
- ウ 3種 4,500円
- エ 4種 4,000円
- オ 5種 3,500円
- カ 6種 3,000円
- キ 7種及び8種 2,500円
- ク 9種 1,500円

(3) 任期付条例第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付条例別表第1に定める第1号任期付研究員給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 6号給及び任期付条例第5条第4項の規定による給料月額（同項の給料月額について同条第5項の規定を適用する場合を含む。） 6,000円
- イ 4号給及び5号給 5,000円
- ウ 2号給及び3号給 4,000円
- エ 1号給 3,000円

(4) 特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付条例別表第3に定める特定任期付職員給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 6号給及び7号給並びに任期付条例第5条第4項の規定による給料月額（同項の給料月額について同条第5項の規定を適用する場合を含む。） 6,000円
- イ 5号給 5,000円
- ウ 2号給から4号給まで 4,000円
- エ 1号給 3,000円

第55条の4 次に掲げる場合には、条例第16条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

- (1) 条例第16条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合
- (2) 条例第16条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

第55条の5 管理職員特別勤務手当は、時間外勤務手当等の支給方法に準じて支給する。

第60条第8項第1号ア中「イ」を「イ及びウ」に改め、同号に次のように加える。

ウ 任期付条例別表第3に定める特定任期付職員給料表の適用を受ける職員 100分の175

別表第8及び別表第8の2を次のように改める。

別表第8 昇格時号給対応表（第24条関係）

1 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受 けていた号 給	昇 格 後 の 号 給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	1	2	1	1	1		
11	1	1	1	3	1	1	1		
12	1	1	1	4	1	1	1		
13	1	1	1	5	1	1	2		
14	1	1	1	6	2	1	2		
15	1	1	1	7	3	1	2		
16	1	1	1	8	4	1	2		
17	1	1	1	9	5	1	2		
18	1	1	1	10	6	2	3		
19	1	1	1	11	7	3	3		
20	1	1	1	12	8	4	3		
21	1	1	1	13	9	5	3		
22	1	2	2	14	10	5	4		
23	1	3	3	15	11	6	4		
24	1	4	4	16	12	6	4		
25	1	5	5	17	13	7	4		
26	1	6	6	18	14	7	4		
27	1	7	7	19	15	8	4		
28	1	8	8	20	16	8	4		
29	1	9	9	21	17	9	5		
30	1	10	10	22	18	9	5		
31	1	11	11	23	19	10	5		
32	1	12	12	24	20	10	5		
33	1	13	13	25	21	11	5		
34	2	14	14	26	22	11	5		
35	3	15	15	27	23	12	5		
36	4	16	16	28	24	12	5		
37	5	17	17	29	25	13	5		
38	6	18	18	30	26	13	5		
39	7	19	19	31	27	13	5		
40	8	20	20	32	28	13	5		
41	9	21	21	33	29	14	5		
42	10	22	22	34	29	14	5		
43	11	23	23	35	30	14	5		
44	12	24	24	36	30	14	5		
45	13	25	25	37	31	15	5		
46	14	26	26	38	31	15			
47	15	27	27	39	32	15			
48	16	28	28	40	32	15			
49	17	29	29	41	33	15			
50	18	30	30	42	33	15			
51	19	31	31	43	34	15			
52	20	32	32	44	34	15			
53	21	33	33	45	35	15			
54	21	33	34	46	35	15			
55	22	34	35	47	36	15			

56	22	34	36	48	36	15			
57	23	35	37	49	37	15			
58	23	35	37	50	37	15			
59	24	36	37	51	38	15			
60	24	36	38	52	38	15			
61	25	37	38	53	38	15			
62	25	38	38	54	38	15			
63	26	39	39	55	38	15			
64	26	40	39	56	38	15			
65	27	41	39	57	38	15			
66	27	41	40	58	38	16			
67	28	42	40	59	38	16			
68	28	42	40	60	38	16			
69	29	43	41	60	39	16			
70	29	43	41	60	39	16			
71	29	44	41	60	39	16			
72	30	44	42	60	39	16			
73	30	45	42	61	39	17			
74	30	45	42	61	39				
75	31	45	43	61	39				
76	31	45	43	61	39				
77	31	45	43	61	39				
78	32	46	44	62	39				
79	32	46	44	62	39				
80	32	46	44	62	39				
81	33	46	45	63	40				
82	33	46	45	64	40				
83	33	47	45	65	40				
84	34	47	45	66	40				
85	34	47	46	67	41				
86	34	47	46	67					
87	35	47	46	68					
88	35	48	46	68					
89	35	48	47	69					
90	36	48	47	70					
91	36	48	47	71					
92	36	48	47	72					
93	37	49	47	73					
94		49	47						
95		49	47						
96		49	48						
97		49	48						
98		50	48						
99		50	48						
100		50	48						
101		50	48						
102		50	48						
103		51	49						
104		51	49						
105		51	49						
106		51	49						
107		51	49						
108		52	49						
109		52	49						
110		52							
111		52							
112		52							
113		52							
114		52							
115		52							

116		52							
117		53							
118		53							
119		53							
120		53							
121		53							
122		53							
123		53							
124		53							
125		53							

2 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受 けていた号 給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	1	1	1
11	3	1	1	1	3	1	1	1
12	4	1	1	1	4	1	1	1
13	5	1	1	1	5	1	1	1
14	6	2	1	1	6	2	1	2
15	7	3	1	1	7	3	1	2
16	8	4	1	1	8	4	1	2
17	9	5	1	1	9	5	1	2
18	10	6	1	1	10	6	2	3
19	11	7	1	1	11	7	3	3
20	12	8	1	1	12	8	4	3
21	13	9	1	1	13	9	5	4
22	14	10	2	1	14	10	6	4
23	15	11	3	1	15	11	7	4
24	16	12	4	1	16	12	8	4
25	17	13	5	1	17	13	9	4
26	18	14	6	1	18	14	10	4
27	19	15	7	1	19	15	11	4
28	20	16	8	1	20	16	12	5
29	21	17	9	1	21	17	13	5
30	22	18	10	2	22	18	14	5
31	23	19	11	3	23	19	15	5
32	24	20	12	4	24	20	16	5
33	25	21	13	5	25	21	17	5
34	26	22	14	6	26	22	18	5
35	27	23	15	7	27	23	19	5
36	28	24	16	8	28	24	20	5
37	29	25	17	9	29	25	21	5
38	30	26	18	10	30	26	22	5
39	31	27	19	11	31	27	23	5
40	32	28	20	12	32	28	24	5
41	33	29	21	13	33	29	25	5
42	34	30	22	14	34	30	25	5
43	35	31	23	15	35	31	26	5

44	36	32	24	16	36	32	26	5
45	37	33	25	17	37	33	27	5
46	38	34	26	18	38	34	27	
47	39	35	27	19	39	35	28	
48	40	36	28	20	40	36	28	
49	41	37	29	21	41	37	28	
50	42	38	30	22	42	37	28	
51	43	39	31	23	43	37	28	
52	44	40	32	24	44	38	28	
53	45	41	33	25	45	38	28	
54	46	42	34	26	46	38	28	
55	47	43	35	27	47	39	28	
56	48	44	36	28	48	39	28	
57	49	45	37	29	49	39	29	
58	50	46	38	30	50	40	29	
59	51	47	39	31	51	40	29	
60	52	48	40	32	52	40	29	
61	53	49	41	33	53	40	29	
62	54	50	42	34	54	40	29	
63	55	51	43	35	55	40	29	
64	56	52	44	36	56	40	29	
65	57	53	45	37	57	40	29	
66	58	54	46	37	58	40	29	
67	59	55	47	38	59	40	29	
68	60	56	48	38	60	41	30	
69	61	57	49	39	60	41	30	
70	62	58	49	39	60	41	30	
71	63	59	50	40	61	41	31	
72	64	60	50	40	62	41	31	
73	65	61	51	41	63	41	31	
74	66	62	51	42	64	41		
75	67	63	52	43	65	41		
76	68	64	52	44	66	41		
77	69	65	53	45	67	41		
78	69	66	54	46	68	41		
79	70	67	55	47	69	41		
80	70	68	56	48	70	42		
81	71	69	57	49	71	42		
82	71	70	58	49	72	42		
83	72	71	59	50	73	43		
84	72	72	60	50	74	43		
85	73	73	61	51	75	43		
86	74	74	62	51	76			
87	75	75	63	52	77			
88	76	76	64	52	78			
89	77	77	65	53	79			
90	78	78	66	53	79			
91	79	79	67	53	80			
92	80	80	68	54	80			
93	81	81	69	54	81			
94	82	82	70	54	81			
95	83	83	71	55	82			
96	84	84	72	55	82			
97	85	85	73	55	83			
98	86	86	74	56				
99	87	87	75	56				
100	88	88	76	56				
101	89	89	77	57				
102	90	89	78	58				
103	91	90	79	59				

104	92	90	80	60				
105	93	91	81	60				
106	93	91	82	60				
107	93	92	83	60				
108	94	92	84	60				
109	94	93	85	60				
110	94	94	85	60				
111	95	95	86	60				
112	95	96	86	60				
113	95	97	87	61				
114	96	98	87	61				
115	96	99	88	61				
116	96	100	88	61				
117	97	101	89	61				
118	97	101	89	61				
119	98	101	90	61				
120	98	102	90	61				
121	99	102	91	61				
122	99	102	91	61				
123	100	103	92	62				
124	100	103	92	62				
125	101	103	92	63				
126		104	92	63				
127		104	92	64				
128		104	92	64				
129		105	92	65				
130		105	92	66				
131		105	92	67				
132		106	92	68				
133		106	93	69				
134		106	93					
135		107	93					
136		107	93					
137		107	93					
138		108	94					
139		108	95					
140		108	96					
141		109	96					
142		109						
143		110						
144		110						
145		111						

3 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特2級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1

12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	1	1	1
27	7	1	1	1
28	8	1	1	1
29	9	1	1	1
30	10	1	2	1
31	11	1	3	1
32	12	1	4	1
33	13	1	5	1
34	14	1	6	1
35	15	1	7	1
36	16	1	8	1
37	17	1	9	1
38	18	2	10	1
39	19	3	11	1
40	20	4	12	1
41	21	5	13	1
42	22	6	14	2
43	23	7	15	3
44	24	8	16	4
45	25	9	17	5
46	25	10	18	6
47	26	11	19	7
48	26	12	20	8
49	27	13	21	9
50	27	14	22	9
51	28	15	23	10
52	28	16	24	10
53	29	17	25	11
54	29	18	26	11
55	30	19	27	12
56	30	20	28	12
57	31	21	29	13
58	31	22	30	13
59	32	23	31	14
60	32	24	32	14
61	33	25	33	15
62	33	26	34	15
63	34	27	35	16

64	34	28	36	16
65	35	29	37	17
66	35	30	38	17
67	36	31	39	17
68	36	32	40	18
69	37	33	41	18
70	37	34	42	18
71	38	35	43	19
72	38	36	44	19
73	39	37	45	19
74	39	38	45	
75	40	39	46	
76	40	40	46	
77	41	41	47	
78	41	42	47	
79	42	43	48	
80	42	44	48	
81	43	45	49	
82	43	46	50	
83	44	47	51	
84	44	48	52	
85	45	49	53	
86	45	50	53	
87	46	51	53	
88	46	52	54	
89	47	53	54	
90	47	54	54	
91	48	55	55	
92	48	56	55	
93	49	57	55	
94	49	58	56	
95	50	59	56	
96	50	60	56	
97	51	61	57	
98	51	62	57	
99	52	63	57	
100	52	64	58	
101	53	65	58	
102	53	66	58	
103	54	67	59	
104	54	68	59	
105	55	69	59	
106	55	69		
107	56	70		
108	56	70		
109	57	71		
110	57	71		
111	57	72		
112	57	72		
113	58	73		
114	58	73		
115	58	74		

116	58	74		
117	59	75		
118	59	75		
119	59	76		
120	59	76		
121	60	77		
122	60	77		
123	60	77		
124	60	77		
125	61	77		
126	61	78		
127	61	78		
128	61	78		
129	61	78		
130	61	78		
131	62	79		
132	62	79		
133	62	79		
134	62	79		
135	62	79		
136	62	80		
137	63	80		
138	63	80		
139	63	80		
140	63	80		
141	63	81		
142	63	81		
143	64	82		
144	64	82		
145	64	83		
146	64			
147	64			
148	64			
149	65			
150	65			
151	66			
152	66			
153	67			

4 教育職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特2級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1

10	2	1	2	1
11	3	1	3	1
12	4	1	4	1
13	5	1	5	1
14	6	1	6	1
15	7	1	7	1
16	8	1	8	1
17	9	1	9	1
18	10	1	10	1
19	11	1	11	1
20	12	1	12	1
21	13	1	13	1
22	14	1	14	1
23	15	1	15	1
24	16	1	16	1
25	17	1	17	1
26	18	1	18	1
27	19	1	19	1
28	20	1	20	1
29	21	1	21	1
30	22	1	22	1
31	23	1	23	1
32	24	1	24	1
33	25	1	25	1
34	26	1	26	1
35	27	1	27	1
36	28	1	28	1
37	29	1	29	1
38	30	1	30	1
39	31	1	31	1
40	32	1	32	1
41	33	1	33	1
42	34	1	34	1
43	35	1	35	1
44	36	1	36	1
45	37	1	37	1
46	37	1	38	1
47	38	1	39	1
48	38	1	40	1
49	39	1	41	1
50	39	2	42	1
51	40	3	43	1
52	40	4	44	1
53	41	5	45	1
54	41	6	46	1
55	42	7	47	1
56	42	8	48	1
57	43	9	49	1
58	43	10	50	1
59	44	11	51	1
60	44	12	52	1
61	45	13	53	1

62	45	14	54	2
63	46	15	55	3
64	46	16	56	4
65	47	17	57	4
66	47	18	58	4
67	48	19	59	4
68	48	20	60	4
69	49	21	61	5
70	49	22	61	5
71	50	23	62	5
72	50	24	62	5
73	51	25	63	5
74	51	26	63	6
75	52	27	64	6
76	52	28	64	6
77	53	29	65	6
78	53	30	66	6
79	53	31	67	7
80	54	32	68	7
81	54	33	68	7
82	54	34	68	7
83	55	35	68	7
84	55	36	69	7
85	55	37	69	8
86	56	38	69	8
87	56	39	69	8
88	56	40	70	8
89	57	41	70	9
90	57	42	70	9
91	58	43	70	10
92	58	44	71	10
93	59	45	71	11
94	59	46	71	
95	60	47	71	
96	60	48	72	
97	61	49	72	
98	61	50	72	
99	61	51	72	
100	61	52	72	
101	62	53	73	
102	62	54	73	
103	62	55	74	
104	62	56	74	
105	63	57	75	
106	63	58		
107	63	59		
108	63	60		
109	64	61		
110	64	62		
111	64	63		
112	64	64		
113	65	65		

114	65	65		
115	65	66		
116	65	66		
117	66	67		
118	66	67		
119	66	68		
120	66	68		
121	67	69		
122	67	70		
123	67	71		
124	67	72		
125	68	73		
126		74		
127		75		
128		76		
129		77		
130		77		
131		78		
132		78		
133		78		
134		78		
135		79		
136		79		
137		79		
138		79		
139		80		
140		80		
141		80		
142		80		
143		81		
144		81		
145		81		
146		81		
147		82		
148		82		
149		82		
150		82		
151		83		
152		83		
153		83		
154		84		
155		84		
156		84		
157		85		

5 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5

55	15	28	5
56	16	28	5
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

6 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2

23	3	3	11	3	3	3
24	4	4	12	4	4	4
25	5	5	13	5	5	5
26	6	6	14	6	6	5
27	7	7	15	7	7	6
28	8	8	16	8	8	6
29	9	9	17	9	9	7
30	10	10	18	10	10	7
31	11	11	19	11	11	8
32	12	12	20	12	12	8
33	13	13	21	13	13	9
34	14	14	22	14	14	9
35	15	15	23	15	15	9
36	16	16	24	16	16	9
37	17	17	25	17	17	9
38	18	18	26	18	18	9
39	19	19	27	19	19	10
40	20	20	28	20	20	10
41	21	21	29	21	21	10
42	22	22	30	22	21	10
43	23	23	31	23	21	10
44	24	24	32	24	22	10
45	25	25	33	25	22	11
46	25	26	34	25	22	11
47	26	27	35	26	23	11
48	26	28	36	26	23	11
49	27	29	37	27	23	11
50	27	30	38	27	24	11
51	28	31	39	28	24	12
52	28	32	40	28	24	12
53	29	33	41	29	25	12
54	29	34	42	29	25	12
55	30	35	43	30	26	13
56	30	36	44	30	26	13
57	31	37	45	31	27	13
58	31	38	46	31	27	
59	32	39	47	32	28	
60	32	40	48	32	28	
61	33	41	49	33	28	
62	33	42	50	33	28	
63	34	43	51	33	28	
64	34	44	52	34	29	
65	35	45	53	34	29	
66	35	46	54	34	29	
67	36	47	55	35	29	
68	36	48	56	35	29	
69	37	49	57	35	30	
70	37	49	57	36	30	
71	38	50	58	36	30	
72	38	50	58	36	30	
73	39	51	59	37	30	
74	39	51	59	37	31	
75	40	52	60	37	31	
76	40	52	60	37	31	
77	41	53	61	38	31	
78	41	53	61	38	32	
79	41	53	62	38	32	
80	42	54	62	38	32	
81	42	54	63	39	33	
82	42	54	63	39	33	

83	43	55	64	39	33	
84	43	55	64	39	34	
85	43	55	65	39	34	
86		56	66	40	34	
87		56	67	40	35	
88		56	68	40	35	
89		56	69	40	35	
90		56	69	40		
91		57	70	41		
92		57	70	41		
93		57	70	41		
94		57	70	41		
95		57	70	41		
96		58	70	42		
97		58	70	42		
98		58	70	42		
99		58	70	42		
100		58	70	42		
101		59	70	43		
102		59	70			
103		59	70			
104		59	70			
105		59	70			
106			70			
107			70			
108			70			
109			70			

7 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の の前日に受 けていた号 給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	1	1
19	3	1	7	1	1
20	4	1	8	1	1
21	5	1	9	1	1
22	6	1	10	2	1
23	7	1	11	3	1
24	8	1	12	4	1
25	9	1	13	5	1
26	10	1	14	6	2

27	11	1	15	7	3
28	12	1	16	8	4
29	13	1	17	9	5
30	14	2	18	10	6
31	15	3	19	11	7
32	16	4	20	12	8
33	17	5	21	13	9
34	18	6	22	14	10
35	19	7	23	15	11
36	20	8	24	16	12
37	21	9	25	17	13
38	22	10	26	18	14
39	23	11	27	19	15
40	24	12	28	20	16
41	25	13	29	21	17
42	26	14	30	22	17
43	27	15	31	23	18
44	28	16	32	24	18
45	29	17	33	25	19
46	30	18	34	26	19
47	31	19	35	27	20
48	32	20	36	28	20
49	33	21	37	29	21
50	34	22	38	30	21
51	35	23	39	31	22
52	36	24	40	32	22
53	37	25	41	33	23
54	38	26	42	34	23
55	39	27	43	35	24
56	40	28	44	36	24
57	41	29	45	37	25
58	41	30	46	38	25
59	42	31	47	39	26
60	42	32	48	40	26
61	43	33	49	41	27
62	43	34	50	42	27
63	44	35	51	43	28
64	44	36	52	44	28
65	45	37	53	45	29
66	46	38	54	45	29
67	47	39	55	46	29
68	48	40	56	46	29
69	49	41	57	47	29
70	50	42	58	47	29
71	51	43	59	48	30
72	52	44	60	48	30
73	53	45	61	49	30
74	54	46	62	50	30
75	55	47	63	51	30
76	56	48	64	52	30
77	57	49	65	53	31
78	58	50	66	53	31
79	59	51	67	54	31
80	60	52	68	54	31
81	61	53	69	55	31
82	62	54	70	55	31
83	63	55	71	56	32
84	64	56	72	56	32
85	65	57	73	57	32
86	65	58	74	57	32

87	66	59	75	58	32
88	66	60	76	58	32
89	67	61	77	59	33
90	67	62	78	59	33
91	68	63	79	60	34
92	68	64	80	60	34
93	69	65	81	60	35
94	70	66	81	60	
95	71	67	82	61	
96	72	68	82	61	
97	73	69	83	61	
98	74	70	83	61	
99	75	71	84	62	
100	76	72	84	62	
101	77	73	85	62	
102	77	74	86	62	
103	78	75	87	63	
104	78	76	88	63	
105	79	77	88	63	
106	79	77	88	63	
107	80	77	89	64	
108	80	78	89	64	
109	81	78	89	65	
110	81	78	90		
111	81	79	90		
112	81	79	90		
113	81	79	91		
114	82	80	91		
115	82	80	91		
116	82	80	92		
117	82	81	92		
118	82	81	92		
119	83	81	93		
120	83	81	93		
121	83	82	93		
122	83	82			
123	83	82			
124	84	82			
125	84	83			
126	84	83			
127	84	83			
128	84	83			
129	85	84			
130	85	84			
131	85	84			
132	86	84			
133	86	85			
134	86	85			
135	87	85			
136	87	86			
137	87	86			
138	88	86			
139	88	86			
140	88	86			
141	89	87			
142	89	87			
143	89	87			
144	89	87			
145	90	87			
146	90	88			

147	90	88			
148	90	88			
149	91	88			
150	91	88			
151	91	89			
152	91	89			
153	92	89			
154	92				
155	92				
156	92				
157	93				
158	93				
159	93				
160	94				
161	94				
162	94				
163	95				
164	95				
165	95				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

8 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受 けていた号 給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	2
14	1	1	1	2
15	1	1	1	2
16	1	1	1	2
17	1	1	1	2
18	1	1	1	2
19	1	1	1	2
20	1	1	1	3
21	1	1	1	3
22	1	1	1	3
23	1	1	1	3
24	1	1	1	3
25	1	1	1	3
26	2	1	2	3
27	3	1	3	4
28	4	1	4	4
29	5	1	5	4
30	6	1	6	4

31	7	1	7	4
32	8	1	8	4
33	9	1	9	4
34	10	1	10	5
35	11	1	11	5
36	12	1	12	5
37	13	1	13	5
38	14	1	13	5
39	15	1	14	5
40	16	1	14	5
41	17	1	15	6
42	17	2	15	6
43	18	3	16	6
44	18	4	16	6
45	19	5	17	6
46	19	6	18	6
47	20	7	19	6
48	20	8	20	6
49	21	9	21	6
50	22	9	21	7
51	23	9	21	7
52	24	10	22	7
53	25	10	22	7
54	25	10	22	7
55	26	11	23	7
56	26	11	23	7
57	27	11	23	7
58	27	12	24	
59	28	12	24	
60	28	12	24	
61	29	13	25	
62	29	13	25	
63	29	14	26	
64	30	14	26	
65	30	15	26	
66	30	15	26	
67	31	16	27	
68	31	16	27	
69	31	17	27	
70	32	17	28	
71	32	17	28	
72	32	18	28	
73	33	18	29	
74	33	18	29	
75	34	19	29	
76	34	19	30	
77	35	19	30	
78	35	20	30	
79	36	20	31	
80	36	20	31	
81	37	21	31	
82	37	22	32	
83	38	23	32	
84	38	24	32	
85	39	25	33	
86	39	25	33	
87	40	25	33	
88	40	25	34	
89	41	26	34	
90	41	26	34	

91	42	26	35	
92	42	26	35	
93	43	27	35	
94	43	27		
95	44	27		
96	44	27		
97	45	28		
98	46	28		
99	47	28		
100	48	28		
101	49	29		
102	50	29		
103	51	29		
104	52	30		
105	53	30		
106	53	30		
107	53	30		
108	54	30		
109	54	31		
110	54	31		
111	55	31		
112	55	31		
113	55	31		
114	56	32		
115	56	32		
116	56	32		
117	57	32		
118	57	32		
119	58	33		
120	58	33		
121	59	33		

別表第8の2 降格時号給対応表（第25条関係）

1 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受 けていた号 給	降 格 後 の 号 給								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	33	21	21	9	13	17	12	1	1
2	33	22	22	10	14	18	17	2	2
3	33	23	23	11	15	19	21	3	3
4	34	24	24	12	16	20	28	4	9
5	35	25	25	13	17	22	45	9	9
6	36	26	26	14	18	24	45	9	9
7	38	27	27	15	19	26	45	9	9
8	39	28	28	16	20	28	45	9	9
9	41	29	29	17	21	30	45	9	
10	42	30	30	18	22	32			
11	43	31	31	19	23	34			
12	44	32	32	20	24	36			
13	45	33	33	21	25	40			
14	46	34	34	22	26	44			
15	47	35	35	23	27	65			
16	48	36	36	24	28	72			
17	49	37	37	25	29	73			
18	50	38	38	26	30	73			
19	51	39	39	27	31	73			
20	52	40	40	28	32	73			
21	54	41	41	29	33	73			
22	56	42	42	30	34	73			
23	58	43	43	31	35	73			
24	60	44	44	32	36	73			
25	62	45	45	33	37	73			
26	64	46	46	34	38	73			

27	66	47	47	35	39	73			
28	68	48	48	36	40	73			
29	71	49	49	37	42	73			
30	74	50	50	38	44	73			
31	77	51	51	39	46	73			
32	80	52	52	40	48	73			
33	83	54	53	41	50	73			
34	86	56	54	42	52	73			
35	89	58	55	43	54	73			
36	92	60	56	44	56	73			
37	93	61	59	45	58	73			
38	93	62	62	46	68	73			
39	93	63	65	47	80	73			
40	93	64	68	48	84	73			
41	93	66	71	49	85	73			
42	93	68	74	50	85	73			
43	93	70	77	51	85	73			
44	93	72	80	52	85	73			
45	93	77	84	53	85	73			
46	93	82	88	54	85				
47	93	87	95	55	85				
48	93	92	102	56	85				
49	93	97	109	57	85				
50	93	102	109	58	85				
51	93	107	109	59	85				
52	93	116	109	60	85				
53	93	125	109	61	85				
54	93	125	109	62	85				
55	93	125	109	63	85				
56	93	125	109	64	85				
57	93	125	109	65	85				
58	93	125	109	66	85				
59	93	125	109	67	85				
60	93	125	109	72	85				
61	93	125	109	77	85				
62	93	125	109	80	85				
63	93	125	109	81	85				
64	93	125	109	82	85				
65	93	125	109	83	85				
66	93	125	109	84	85				
67	93	125	109	86	85				
68	93	125	109	88	85				
69	93	125	109	89	85				
70	93	125	109	90	85				
71	93	125	109	91	85				
72	93	125	109	92	85				
73	93	125	109	93	85				
74	93	125	109	93					
75	93	125	109	93					
76	93	125	109	93					
77	93	125	109	93					
78	93	125	109	93					
79	93	125	109	93					
80	93	125	109	93					
81	93	125	109	93					
82	93	125	109	93					
83	93	125	109	93					
84	93	125	109	93					
85	93	125	109	93					
86	93	125	109						
87	93	125	109						
88	93	125	109						
89	93	125	109						
90	93	125	109						
91	93	125	109						
92	93	125	109						
93	93	125	109						
94	93	125							
95	93	125							
96	93	125							
97	93	125							

98	93	125							
99	93	125							
100	93	125							
101	93	125							
102	93	125							
103	93	125							
104	93	125							
105	93	125							
106	93	125							
107	93	125							
108	93	125							
109	93	125							
110	93								
111	93								
112	93								
113	93								
114	93								
115	93								
116	93								
117	93								
118	93								
119	93								
120	93								
121	93								
122	93								
123	93								
124	93								
125	93								

2 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	13	21	29	9	13	17	13
2	10	13	22	30	10	14	18	17
3	10	13	23	31	11	15	19	20
4	11	14	24	32	12	16	20	27
5	12	15	25	33	13	17	21	45
6	13	16	26	34	14	18	22	45
7	14	17	27	35	15	19	23	45
8	15	18	28	36	16	20	24	45
9	16	19	29	37	17	21	25	45
10	17	20	30	38	18	22	26	
11	18	22	31	39	19	23	27	
12	19	23	32	40	20	24	28	
13	20	24	33	41	21	25	29	
14	21	25	34	42	22	26	30	
15	22	26	35	43	23	27	31	
16	23	27	36	44	24	28	32	
17	24	28	37	45	25	29	33	
18	25	30	38	46	26	30	34	
19	27	30	39	47	27	31	35	
20	28	32	40	48	28	32	36	
21	29	33	41	49	29	33	37	
22	29	34	42	50	30	34	38	
23	30	35	43	51	31	35	39	
24	31	36	44	52	32	36	40	
25	33	37	45	53	33	37	42	
26	33	38	46	54	34	38	44	
27	34	39	47	55	35	39	46	
28	35	40	48	56	36	40	56	
29	37	41	49	57	37	41	67	
30	38	42	50	58	38	42	70	
31	39	43	51	59	39	43	73	
32	40	44	52	60	40	44	73	
33	41	45	53	61	41	45	73	
34	42	46	54	62	42	46	73	
35	43	47	55	63	43	47	73	
36	44	48	56	64	44	48	73	

37	45	49	57	66	45	51	73	
38	46	50	58	68	46	54	73	
39	47	51	59	70	47	57	73	
40	48	52	60	72	48	67	73	
41	49	53	61	73	49	79	73	
42	50	54	62	74	50	82	73	
43	51	55	63	75	51	85	73	
44	52	56	64	76	52	85	73	
45	53	57	65	77	53	85	73	
46	54	58	66	78	54	85		
47	55	59	67	79	55	85		
48	56	60	68	80	56	85		
49	57	61	70	82	57	85		
50	58	62	72	84	58	85		
51	59	63	74	86	59	85		
52	60	64	76	88	60	85		
53	61	65	77	91	61	85		
54	62	66	78	94	62	85		
55	63	67	79	97	63	85		
56	64	68	80	100	64	85		
57	65	69	81	101	65	85		
58	66	70	82	102	66	85		
59	67	71	83	103	67	85		
60	68	72	84	112	70	85		
61	69	73	85	122	71	85		
62	70	74	86	124	72	85		
63	71	75	87	126	73	85		
64	72	76	88	128	74	85		
65	73	77	89	129	75	85		
66	74	78	90	130	76	85		
67	75	79	91	131	77	85		
68	76	80	92	132	78	85		
69	78	81	93	133	79	85		
70	80	82	94	133	80	85		
71	82	83	95	133	81	85		
72	84	84	96	133	82	85		
73	85	85	97	133	83	85		
74	86	86	98	133	84			
75	87	87	99	133	85			
76	88	88	100	133	86			
77	89	89	101	133	87			
78	90	90	102	133	88			
79	91	91	103	133	90			
80	92	92	104	133	92			
81	93	93	105	133	94			
82	94	94	106	133	96			
83	95	95	107	133	97			
84	96	96	108	133	97			
85	97	97	110	133	97			
86	98	98	112	133				
87	99	99	114	133				
88	100	100	116	133				
89	101	102	118	133				
90	102	104	120	133				
91	103	106	122	133				
92	104	108	132	133				
93	107	109	137	133				
94	110	110	138	133				
95	113	111	139	133				
96	116	112	141	133				
97	118	113	141	133				
98	120	114	141					
99	122	115	141					
100	124	116	141					
101	125	119	141					
102	125	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					
107	125	137	141					

108	125	140	141					
109	125	142	141					
110	125	144	141					
111	125	145	141					
112	125	145	141					
113	125	145	141					
114	125	145	141					
115	125	145	141					
116	125	145	141					
117	125	145	141					
118	125	145	141					
119	125	145	141					
120	125	145	141					
121	125	145	141					
122	125	145	141					
123	125	145	141					
124	125	145	141					
125	125	145	141					
126	125	145	141					
127	125	145	141					
128	125	145	141					
129	125	145	141					
130	125	145	141					
131	125	145	141					
132	125	145	141					
133	125	145	141					
134	125	145						
135	125	145						
136	125	145						
137	125	145						
138	125	145						
139	125	145						
140	125	145						
141	125	145						
142	125							
143	125							
144	125							
145	125							

3 教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受 けていた号 給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	特2級	3 級
1	21	37	29	41
2	22	38	30	42
3	23	39	31	43
4	24	40	32	44
5	25	41	33	45
6	26	42	34	46
7	27	43	35	47
8	28	44	36	48
9	29	45	37	50
10	30	46	38	52
11	31	47	39	54
12	32	48	40	56
13	33	49	41	58
14	34	50	42	60
15	35	51	43	62
16	36	52	44	64
17	37	53	45	67
18	38	54	46	70
19	39	55	47	73
20	40	56	48	73
21	41	57	49	73
22	42	58	50	73
23	43	59	51	73
24	44	60	52	73
25	46	61	53	73
26	48	62	54	73

27	50	63	55	73
28	52	64	56	73
29	54	65	57	73
30	56	66	58	73
31	58	67	59	73
32	60	68	60	73
33	62	69	61	73
34	64	70	62	
35	66	71	63	
36	68	72	64	
37	70	73	65	
38	72	74	66	
39	74	75	67	
40	76	76	68	
41	78	77	69	
42	80	78	70	
43	82	79	71	
44	84	80	72	
45	86	81	74	
46	88	82	76	
47	90	83	78	
48	92	84	80	
49	94	85	81	
50	96	86	82	
51	98	87	83	
52	100	88	84	
53	102	89	87	
54	104	90	90	
55	106	91	93	
56	108	92	96	
57	112	93	99	
58	116	94	102	
59	120	95	105	
60	124	96	105	
61	130	97	105	
62	136	98	105	
63	142	99	105	
64	148	100	105	
65	150	101	105	
66	152	102	105	
67	153	103	105	
68	153	104	105	
69	153	106	105	
70	153	108	105	
71	153	110	105	
72	153	112	105	
73	153	114	105	
74	153	116		
75	153	118		
76	153	120		
77	153	125		
78	153	130		
79	153	135		
80	153	140		
81	153	142		
82	153	144		
83	153	145		
84	153	145		
85	153	145		
86	153	145		
87	153	145		
88	153	145		
89	153	145		
90	153	145		
91	153	145		
92	153	145		
93	153	145		
94	153	145		
95	153	145		
96	153	145		
97	153	145		
98	153	145		

99	153	145		
100	153	145		
101	153	145		
102	153	145		
103	153	145		
104	153	145		
105	153	145		
106	153			
107	153			
108	153			
109	153			
110	153			
111	153			
112	153			
113	153			
114	153			
115	153			
116	153			
117	153			
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			
122	153			
123	153			
124	153			
125	153			
126	153			
127	153			
128	153			
129	153			
130	153			
131	153			
132	153			
133	153			
134	153			
135	153			
136	153			
137	153			
138	153			
139	153			
140	153			
141	153			
142	153			
143	153			
144	153			
145	153			

4 教育職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	特2級	3 級
1	9	49	9	61
2	10	50	10	62
3	10	51	11	63
4	11	52	12	68
5	12	53	13	73
6	13	54	14	78
7	14	55	15	84
8	15	56	16	88
9	17	57	17	90
10	18	58	18	92
11	19	59	19	93
12	20	60	20	93
13	21	61	21	93
14	22	62	22	93
15	23	63	23	93
16	24	64	24	93
17	25	65	25	93
18	26	66	26	93

19	27	67	27	93
20	28	68	28	93
21	29	69	29	93
22	30	70	30	93
23	31	71	31	93
24	32	72	32	93
25	33	73	33	93
26	34	74	34	93
27	35	75	35	93
28	36	76	36	93
29	37	77	37	93
30	38	78	38	93
31	39	79	39	93
32	40	80	40	93
33	41	81	41	93
34	42	82	42	
35	43	83	43	
36	44	84	44	
37	46	85	45	
38	48	86	46	
39	50	87	47	
40	52	88	48	
41	54	89	49	
42	56	90	50	
43	58	91	51	
44	60	92	52	
45	62	93	53	
46	64	94	54	
47	66	95	55	
48	68	96	56	
49	70	97	57	
50	72	98	58	
51	74	99	59	
52	76	100	60	
53	79	101	61	
54	82	102	62	
55	85	103	63	
56	88	104	64	
57	90	105	65	
58	92	106	66	
59	94	107	67	
60	96	108	68	
61	100	109	70	
62	104	110	72	
63	108	111	74	
64	112	112	76	
65	116	114	77	
66	120	116	78	
67	124	118	79	
68	125	120	83	
69	125	121	87	
70	125	122	91	
71	125	123	95	
72	125	124	100	
73	125	125	102	
74	125	126	104	
75	125	127	105	
76	125	128	105	
77	125	130	105	
78	125	134	105	
79	125	138	105	
80	125	142	105	
81	125	146	105	
82	125	150	105	
83	125	153	105	
84	125	156	105	
85	125	157	105	
86	125	157	105	
87	125	157	105	
88	125	157	105	
89	125	157	105	
90	125	157	105	
91	125	157	105	

92	125	157	105	
93	125	157	105	
94	125	157		
95	125	157		
96	125	157		
97	125	157		
98	125	157		
99	125	157		
100	125	157		
101	125	157		
102	125	157		
103	125	157		
104	125	157		
105	125	157		
106	125			
107	125			
108	125			
109	125			
110	125			
111	125			
112	125			
113	125			
114	125			
115	125			
116	125			
117	125			
118	125			
119	125			
120	125			
121	125			
122	125			
123	125			
124	125			
125	125			
126	125			
127	125			
128	125			
129	125			
130	125			
131	125			
132	125			
133	125			
134	125			
135	125			
136	125			
137	125			
138	125			
139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			
146	125			
147	125			
148	125			
149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			
155	125			
156	125			
157	125			

5 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受 けていた号 給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	33	21	23
2	34	22	26
3	35	23	30
4	36	24	33
5	37	25	73
6	38	26	73
7	39	27	73
8	40	28	73
9	41	29	73
10	42	30	73
11	43	31	
12	44	32	
13	47	33	
14	51	34	
15	55	35	
16	59	36	
17	62	37	
18	64	38	
19	65	39	
20	65	40	
21	65	42	
22	65	44	
23	65	46	
24	65	48	
25	65	50	
26	65	52	
27	65	54	
28	65	56	
29	65	59	
30	65	62	
31	65	65	
32	65	70	
33	65	75	
34	65	80	
35	65	85	
36	65	85	
37	65	85	
38	65	85	
39	65	85	
40	65	85	
41	65	85	
42	65	85	
43	65	85	
44	65	85	
45	65	85	
46	65	85	
47	65	85	
48	65	85	
49	65	85	
50	65	85	
51	65	85	
52	65	85	
53	65	85	
54	65	85	
55	65	85	
56	65	85	
57	65	85	
58	65	85	
59	65	85	
60	65	85	
61	65	85	
62	65	85	
63	65	85	
64	65	85	
65	65	85	

66	65	85	
67	65	85	
68	65	85	
69	65	85	
70	65	85	
71	65	85	
72	65	85	
73	65	85	
74	65		
75	65		
76	65		
77	65		
78	65		
79	65		
80	65		
81	65		
82	65		
83	65		
84	65		
85	65		

6 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受 けていた号 給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	21	21	13	21	21	21
2	22	22	14	22	22	22
3	23	23	15	23	23	23
4	24	24	16	24	24	24
5	25	25	17	25	25	26
6	26	26	18	26	26	28
7	27	27	19	27	27	30
8	28	28	20	28	28	32
9	29	29	21	29	29	38
10	30	30	22	30	30	44
11	31	31	23	31	31	50
12	32	32	24	32	32	54
13	33	33	25	33	33	57
14	34	34	26	34	34	57
15	35	35	27	35	35	57
16	36	36	28	36	36	57
17	37	37	29	37	37	57
18	38	38	30	38	38	57
19	39	39	31	39	39	57
20	40	40	32	40	40	57
21	41	41	33	41	43	57
22	42	42	34	42	46	57
23	43	43	35	43	49	57
24	44	44	36	44	52	57
25	46	45	37	46	54	57
26	48	46	38	48	56	57
27	50	47	39	50	58	57
28	52	48	40	52	63	57
29	54	49	41	54	68	57
30	56	50	42	56	73	57
31	58	51	43	58	77	57
32	60	52	44	60	80	57
33	62	53	45	63	83	57
34	64	54	46	66	86	57
35	66	55	47	69	89	57
36	68	56	48	72	89	57
37	70	57	49	76	89	57
38	72	58	50	80	89	57
39	74	59	51	85	89	57
40	76	60	52	90	89	57
41	79	61	53	95	89	57
42	82	62	54	100	89	57
43	85	63	55	101	89	57
44	85	64	56	101	89	57

45	85	65	57	101	89	57
46	85	66	58	101	89	
47	85	67	59	101	89	
48	85	68	60	101	89	
49	85	70	61	101	89	
50	85	72	62	101	89	
51	85	74	63	101	89	
52	85	76	64	101	89	
53	85	79	65	101	89	
54	85	82	66	101	89	
55	85	85	67	101	89	
56	85	90	68	101	89	
57	85	95	70	101	89	
58	85	100	72	101		
59	85	105	74	101		
60	85	105	76	101		
61	85	105	78	101		
62	85	105	80	101		
63	85	105	82	101		
64	85	105	84	101		
65	85	105	85	101		
66	85	105	86	101		
67	85	105	87	101		
68	85	105	88	101		
69	85	105	90	101		
70	85	105	109	101		
71	85	105	109	101		
72	85	105	109	101		
73	85	105	109	101		
74	85	105	109	101		
75	85	105	109	101		
76	85	105	109	101		
77	85	105	109	101		
78	85	105	109	101		
79	85	105	109	101		
80	85	105	109	101		
81	85	105	109	101		
82	85	105	109	101		
83	85	105	109	101		
84	85	105	109	101		
85	85	105	109	101		
86	85	105	109	101		
87	85	105	109	101		
88	85	105	109	101		
89	85	105	109	101		
90	85	105	109			
91	85	105	109			
92	85	105	109			
93	85	105	109			
94	85	105	109			
95	85	105	109			
96	85	105	109			
97	85	105	109			
98	85	105	109			
99	85	105	109			
100	85	105	109			
101	85	105	109			
102	85	105				
103	85	105				
104	85	105				
105	85	105				
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				

7 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受 けていた号 給	降 格 後 の 号 給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	17	29	13	21	25
2	17	30	14	22	26
3	17	31	15	23	27
4	18	32	16	24	28
5	19	33	17	25	29
6	20	34	18	26	30
7	21	35	19	27	31
8	22	36	20	28	32
9	24	37	21	29	33
10	25	38	22	30	34
11	26	39	23	31	35
12	28	40	24	32	36
13	29	41	25	33	37
14	30	42	26	34	38
15	31	43	27	35	39
16	32	44	28	36	40
17	33	45	29	37	42
18	34	46	30	38	44
19	35	47	31	39	46
20	36	48	32	40	48
21	37	49	33	41	50
22	38	50	34	42	52
23	39	51	35	43	54
24	40	52	36	44	56
25	41	53	37	45	58
26	42	54	38	46	60
27	43	55	39	47	62
28	44	56	40	48	64
29	45	57	41	49	70
30	46	58	42	50	76
31	47	59	43	51	82
32	48	60	44	52	88
33	49	61	45	53	90
34	50	62	46	54	92
35	51	63	47	55	93
36	52	64	48	56	93
37	53	65	49	57	93
38	54	66	50	58	93
39	55	67	51	59	93
40	56	68	52	60	93
41	58	69	53	61	93
42	60	70	54	62	93
43	62	71	55	63	93
44	64	72	56	64	93
45	65	73	57	66	93
46	66	74	58	68	93
47	67	75	59	70	93
48	68	76	60	72	93
49	69	77	61	73	93
50	70	78	62	74	93
51	71	79	63	75	93
52	72	80	64	76	93
53	73	81	65	78	93
54	74	82	66	80	93
55	75	83	67	82	93
56	76	84	68	84	93
57	77	85	69	86	93
58	78	86	70	88	
59	79	87	71	90	
60	80	88	72	94	
61	81	89	73	98	
62	82	90	74	102	
63	83	91	75	106	
64	84	92	76	108	
65	86	93	77	109	
66	88	94	78	109	

67	90	95	79	109	
68	92	96	80	109	
69	93	97	81	109	
70	94	98	82	109	
71	95	99	83	109	
72	96	100	84	109	
73	97	101	85	109	
74	98	102	86	109	
75	99	103	87	109	
76	100	104	88	109	
77	102	107	89	109	
78	104	110	90	109	
79	106	113	91	109	
80	108	116	92	109	
81	113	120	94	109	
82	118	124	96	109	
83	123	128	98	109	
84	128	132	100	109	
85	131	135	101	109	
86	134	140	102	109	
87	137	145	103	109	
88	140	150	106	109	
89	144	153	109	109	
90	148	153	112	109	
91	152	153	115	109	
92	156	153	118	109	
93	159	153	121	109	
94	162	153	121		
95	165	153	121		
96	168	153	121		
97	169	153	121		
98	169	153	121		
99	169	153	121		
100	169	153	121		
101	169	153	121		
102	169	153	121		
103	169	153	121		
104	169	153	121		
105	169	153	121		
106	169	153	121		
107	169	153	121		
108	169	153	121		
109	169	153	121		
110	169	153			
111	169	153			
112	169	153			
113	169	153			
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169				
123	169				
124	169				
125	169				
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				

138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

8 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受 けていた号 給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	41	25	12
2	26	42	26	19
3	27	43	27	26
4	28	44	28	33
5	29	45	29	40
6	30	46	30	49
7	31	47	31	57
8	32	48	32	57
9	33	51	33	57
10	34	54	34	57
11	35	57	35	57
12	36	60	36	57
13	37	62	38	57
14	38	64	40	57
15	39	66	42	
16	40	68	44	
17	42	71	45	
18	44	74	46	
19	46	77	47	
20	48	80	48	
21	49	81	51	
22	50	82	54	
23	51	83	57	
24	52	84	60	
25	54	88	62	
26	56	92	66	
27	58	96	69	
28	60	100	72	
29	63	103	75	
30	66	108	78	
31	69	113	81	
32	72	118	84	
33	74	121	87	
34	76	121	90	
35	78	121	93	
36	80	121	93	
37	82	121	93	
38	84	121	93	
39	86	121	93	
40	88	121	93	
41	90	121	93	
42	92	121	93	
43	94	121	93	
44	96	121	93	
45	97	121	93	
46	98	121	93	
47	99	121	93	
48	100	121	93	

49	101	121	93	
50	102	121	93	
51	103	121	93	
52	104	121	93	
53	107	121	93	
54	110	121	93	
55	113	121	93	
56	116	121	93	
57	118	121	93	
58	120	121		
59	121	121		
60	121	121		
61	121	121		
62	121	121		
63	121	121		
64	121	121		
65	121	121		
66	121	121		
67	121	121		
68	121	121		
69	121	121		
70	121	121		
71	121	121		
72	121	121		
73	121	121		
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121	121		
83	121	121		
84	121	121		
85	121	121		
86	121	121		
87	121	121		
88	121	121		
89	121	121		
90	121	121		
91	121	121		
92	121	121		
93	121	121		
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			

120	121			
121	121			

別表第16の17の項中

「(3) 当該子が在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席

を

(3) 当該子（満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る。）が在籍する学校の休業（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に規定する休業をいう。）その他これに準じるものとして人事委員会が定める事由に伴う当該子の世話
(4) 当該子が在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席

に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（切替日における昇格又は降格した職員の号給の特例）

2 令和7年4月1日（以下この項において「切替日」という。）に昇格又は降格（以下この項において「昇格等」という。）をした職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして改正後の規則第24条又は第25条の2の規定を適用する。

（令和7年改正条例附則第4項の規定が適用される間の読替え）

3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第49条の4中「条例第11条第1項の」とあるのは「職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年京都府条例第3号）附則第4項の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）第11条第1項に規定する職務の級が行政職給料表の9級以上に相当する職員として」と、第50条第1項及び第50条の2中「条例」とあるのは「読替え後の条例」と、第50条の3第1項中「新たに条例」とあるのは「新たに読替え後の条例」と、第50条の4第1項中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

（行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員）

4 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年京都府条例第3号）附則第4項の規定により読み替えられた条例第11条第1項に規定する職務の級が行政職給料表の8級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、第49条の4及び第50条の2に規定する職員とする。

（雑則）

5 附則第2項から前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸 子

京都府人事委員会規則106—835

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則（京都府人事委員会規則6—11）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(3) 第15条第1項第3号又は第4号の職員たる要件を欠くに至った場合

第4条第1項中「提示」を「提示又は第15条第1項第3号若しくは第4号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出」に改める。

第6条中「新幹線鉄道等」を「条例第13条第3項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）」に改める。

第8条第1項中「運賃等相当額（以下）」を「運賃等相当額（次項並びに第8条の3第1号及び第2号において）」に改める。

第8条の3第2号中「支給単位期間」を「その支給単

位期間」に改め、「額（」の右に「普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。」を加える。

第10条中「第13条第4項」を「第13条第3項」に、「通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、「あるもの」の右に「（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加える。

第11条中「第13条第4項」を「第13条第3項」に、「場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準じると認める」を「場合における次に掲げる」に改め、同条に次の3号を加える。

- (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 条例第13条第3項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

- (3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準じる住居であると認めるもの

第12条を削り、第13条の見出し中「新幹線鉄道等」の右に「の利用に係る特別料金等」を加え、同条第1項及び第2項中「新幹線鉄道等に」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に」に改め、同条第3項中「第13条第4項第1号」を「第13条第3項第1号」に、「特別料金等の額に相当する額（以下）を「特別料金等相当額（第16条第4項において」に改め、「同項第1号」の右に「及び第2号」を加え、「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、」を削り、「運賃等の」を「運賃等」に、「特別料金等の額に相当する」を「特別料金等」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「第13条第5項」を「第13条第4項」に、「において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準じると認める」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の3号を加える。

- (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲

げるもの

ア 条例第13条第4項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

- (3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準じる住居であると認めるもの

第14条を第13条とし、第15条中「第13条第5項」を「第13条第4項」に、「通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、「あるもの」の右に「（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加え、同条を第14条とする。

第16条中「第13条第5項の同条第4項」を「第13条第4項の同条第3項」に改め、「次に掲げる職員」の右に「（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加え、同条第1号中「職員で」の右に「、当該事由の発生に伴い」を加え、「当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準じると認める住居」を「特定住居」に改め、「でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、同号アを次のように改める。

ア 新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと。

第16条第2号中「配偶者（」の右に「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）（」を加え、「当該住居」を「当該転居後の住居（特定住居を含む。）」に改め、「でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条第3号中「第13条第4項」を「第13条第3項」に改め、同条中同号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、

当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。）

- (4) 条例第37条の2第3項に規定する要介護者の介護に伴い転居した職員で、当該転居後の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上あり、かつ、当該要介護者の介護を行っているものに限る。）

第16条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号及び第2号において「特定住居」とは、同項第1号に掲げる事由の発生又は同項第2号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

- (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

- (3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準じる住居であると認めるもの

第16条を第15条とし、第16条の2第1項中「第4項各号に掲げる」を「第4項に規定する」に、「同項各号」を「同項」に、「第17条の2」を「第17条の2第2項第2号」に改め、同条第2項中「離職」の右に「（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第4号）第1条第1項に規定する府の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い府の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」を加え、同条第4項を次のように改める。

- 4 前項に掲げるもののほか、1箇月当たりの運賃等

（第8条の3第3号に掲げる職員に係る者を除く。）、条例第13条第2項第2号に定める額（第8条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月額で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第17条の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当については、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間に係る最初の月に支給する。

第16条の2を第16条とし、第17条の2第2項中「普通交通機関等に係る通勤手当に係る」を削り、同項第1号中「運賃等相当（第8条の3第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第13条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が6万円」を「通勤手当算出基礎額が15万円」に、「普通交通機関等（」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等（」に、「運賃等相当額が6万円」を「通勤手当算出基礎額が15万円」に、「すべての普通交通機関等」を「全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等」に、「定期券の運賃等」を「定期券の運賃等及び特別料金等」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

第17条の2第3項を削り、同条第4項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とする。

第17条の3第1項第1号ただし書中「、新幹線鉄道等」を「、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」に、「当該新幹線鉄道等」を「当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年京都府条例第3号）第1条の規定による改正前の条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第13条第2項第1号に規定する額を支給単位期間（同条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）の月数で除して得た額（この規則による改正前の職員の通勤手当に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）第8条の3第3号に掲げる職員に

係るものを除き、2以上の普通交通機関等（改正前の規則第6条に規定する普通交通機関等をいう。第1号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「改正前の1箇月当たりの運賃等相当額」という。）、同項第2号に規定する額（改正前の規則第8条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。以下この項において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）及び改正前の条例第13条第4項第1号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間の月数で除して得た額（2以上の新幹線鉄道等（同条第4項に規定する新幹線鉄道等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。次項第2号において「改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が15万円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の規則第16条の2第1項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

(1) 普通交通機関等及び改正前の条例第13条第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額が6万円を超える場合のものに限る。）

(2) 改正前の条例第13条第4項第1号に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当（改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額が2万円（住居が京都府の区域内にある場合は3万円）を超える場合のものに限る。）

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（1円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める額の合計額とする。）を、支給単位期間を1箇月とする通勤手当として支給する。

(1) 前項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合
改正前の1箇月当たりの運賃等相当額から6万円（6万円を超えときは、当該相当額と6万円との差額の2分の1を6万円に加算した額）を減じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合
改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額から2万円（住居が京都府の区域内にある場合にあっては3万円）を減じて得た額

（権衡職員等に関する経過措置）

4 この規則による改正後の職員の通勤手当に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第13条の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。

5 改正後の規則第15条の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸 子

京都府人事委員会規則106—836

職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の住居手当に関する規則（京都府人事委員会規則6—33）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条の6」を「第12条の5」に改める。

第2条第1項中「第12条の6第1項第1号」を「第12条の5第1項第1号」に、同条第2項中「第12条の6第1項第2号」を「第12条の5第1項第2号」に、同条第3項中「第12条の6第1項第1号」を「第12条の5第1項第1号」に、同条第4項中「第12条の6第1項第2号」を「第12条の5第1項第2号」に改める。

第3条中「第12条の6」を「第12条の5」に改める。

第4条及び第5条中「第12条の6第1項第1号」を「第12条の5第1項第1号」に改める。

第5条の2中「第12条の6第1項第2号」を「第12条の5第1項第2号」に改める。

第5条の3第1項中「第12条の6第1項第2号」を「第12条の5第1項第2号」に改め、同項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を削り、「職員以外の地方公務員等であつた者から引き続き」を「新たに」に改める。

第6条第1項中「第12条の6第1項各号」を「第12条の5第1項各号」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第7条第1項中「第12条の6第1項各号」を「第12条の5第1項各号」に改め、「ならない。」の右に「前条第4項に規定する場合においても、同様とする。」を加える。

第9条第1項中「第12条の6第1項各号」を「第12条の5第1項各号」に改め、「欠くに至つた日」の右に「（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

第11条中「第12条の6第1項各号」を「第12条の5第1項各号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸 子

京都府人事委員会規則106—837

職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当等に関する規則（京都府人事委員会規則6—34）の一部を次のように改正する。

第3条中「合計額」の右に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前三任用短時間勤務職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）にあつては、現に受ける給料の月額）」を加える。

第4条中「第12条の2」を「第12条」に改める。

第5条第2項中「合計額」の右に「（定年前三任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）」を加える。

第6条を次のように改める。

第6条 条例第14条の3第2項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在職する職員のうち、その特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した職員で、指定日において、当該異動の日から起算して3年を経過していないもの
- (2) 地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在職していた公署に引き続き在職することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第14条の3第2項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在職する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの
- (3) 地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に条例第14条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる

手当の支給要件を具備することとなるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、前3号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

2 前項の職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前項第1号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が同項に規定する異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当しているものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (2) 前項第2号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前三任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (3) 前項第3号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前三任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額
- (4) 前項第4号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（改正後の規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。第4項において「令和3年改正法」という。）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前三任用短時間勤務職員（第4項及び第5項において「定年前三任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の職員の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条及び第5条第2項の規定を適用する。

3 暫定再任用職員に対する改正後の規則第6条の規定の適用については、同条第1項第2号及び第3号中「地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第2項第2号中「定年前三任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第3号中「定年前三任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

（定年前三任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

4 改正後の規則第6条第1項第1号の規定は、令和7

年4月1日以後に地方公務員法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定（以下「法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

5 改正後の規則第6条第1項第2号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、改正後の規則第6条第1項第2号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

6 改正後の規則第6条第2項第4号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前日に支給されていた職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号)第14条の3の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。



職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸子

京都府人事委員会規則106—838

職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

職員のへき地手当等に関する規則（京都府人事委員会規則6—36）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「合計額」の右に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、現に受ける給料の月額）」を加え、同条第2項中「合計額」の右に「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）」を加える。

第5条中「第12条の2」を「第12条」に改める。

第6条第2項中「合計額」の右に「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）」を加える。

第7条を次のように改める。

第7条 条例第14条の5第3項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 新たにへき地学校等に該当することとなつた学校に勤務する職員のうち、そのへき地学校等に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前に当該学校に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した職員で、指定日において、当該異動の日から起算して3年を経過していないもの

(2) 地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日前日に勤務していた学校に引き続き勤務することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第14条の5第3項に規定する新たにへき地学校等又は条例第14条の5第1項の規定により人事委員会が指定する学校に該当することとなつた学校に勤務する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの

(3) 地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日前日に条例第14条の5第1項又は第3項の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、前3号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

2 前項の職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する職員 当該職員の指定日に勤務する学校が同項に規定する異動の日前にへき地学校等に該当しているものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(2) 前項第2号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3) 前項第3号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

(4) 前項第4号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（改正後の規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律

第63号。第4項において「令和3年改正法」という。）
附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年
前再任用短時間勤務職員（第4項及び第5項において「定
年
前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、
この規則による改正後の職員のへき地手当等に関する
規則（以下「改正後の規則」という。）第4条及び第
6条第2項の規定を適用する。

- 3 暫定再任用職員に対する改正後の規則第7条の規定
の適用については、同条第1項第2号及び第3号中
「地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用」
とあるのは「暫定再任用」と、同条第2項第2号中「定
年
前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用
職員（令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫
定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項
第3号中「定年
前再任用短時間勤務職員」とあるのは
「暫定再任用職員」とする。

（定年
前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への
へき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 4 改正後の規則第7条第1項第1号の規定は、令和7
年4月1日以後に地方公務員法第22条の4第1項又は
令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若し
くは第6条第1項若しくは第2項の規定（以下「法第
22条の4第1項等の規定」という。）による採用をさ
れた定年
前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員
について適用する。

- 5 改正後の規則第7条第1項第2号の規定は、令和7
年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による
採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務してい
たものとした場合に、改正後の規則第7条第1項第2
号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後で
ある定年
前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員
について適用する。

- 6 改正後の規則第7条第2項第4号の規定は、令和7
年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による
採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた職
員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）
第14条の5の規定によるへき地手当に準ずる手当の支
給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後
である場合について適用する。



義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正す
る規則をここに公布する。

令和7年3月31日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸 子

京都府人事委員会規則106—839

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改 正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（京都府人事委
員会規則6—46）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	3,500	4,200	6,800	
	3,700	4,400	6,900	
	3,800	4,500	7,100	
	4,000	4,900	7,200	
	4,300	5,100	7,400	
	4,500	5,200	7,500	
	4,700	5,400	7,600	
	4,900	5,500	7,700	
	5,100	5,700	7,900	
	5,300	5,900	8,000	
	5,400	6,000	8,000	
	5,600	6,100	8,000	
	5,700	6,300	8,000	
	5,800	6,400		
	6,000	6,600		
	6,100	6,800		
	6,300	6,900		
	6,400	7,000		
	6,500	7,100		
	6,700	7,200		
	6,800	7,300		
	6,900	7,400		
	6,900	7,500		
	7,000	7,500		
	7,200	7,600		
	7,200	7,700		
	7,200	7,700		
	7,300			
	7,300			
	7,300			
」				

を

4,000	4,900	7,400
4,300	5,100	7,500
4,500	5,200	7,600
4,700	5,400	7,700
4,900	5,500	7,900
5,100	5,700	8,000
5,300	5,900	8,000
5,400	6,000	8,000
5,600	6,100	8,000
5,700	6,300	
5,800	6,400	
6,000	6,600	
6,100	6,800	
6,300	6,900	
6,400	7,000	
6,500	7,100	
6,700	7,200	
6,800	7,300	
6,900	7,400	
6,900	7,500	
7,000	7,500	
7,200	7,600	
7,200	7,700	
7,200	7,700	
7,300		
7,300		
7,300		

に改める。

3,500	5,100	6,800
3,700	5,200	6,900
3,800	5,400	7,100
4,000	5,500	7,200
4,300	5,700	7,400
4,500	5,900	7,500
4,700	6,000	7,600
4,900	6,100	7,700
5,100	6,300	7,900
5,300	6,400	8,000
5,400	6,600	8,000
5,600	6,800	8,000
5,700	6,900	8,000
5,800	7,000	
6,000	7,100	
6,100	7,200	
6,300	7,300	
6,400	7,400	
6,500	7,500	
6,700	7,500	
6,800	7,600	
6,900	7,700	
6,900	7,700	
7,000		
7,200		
7,200		
7,200		
7,300		
7,300		
7,300		

を

別表第2中

4,000	5,700	7,400
4,300	5,900	7,500
4,500	6,000	7,600
4,700	6,100	7,700
4,900	6,300	7,900
5,100	6,400	8,000
5,300	6,600	8,000
5,400	6,800	8,000
5,600	6,900	8,000
5,700	7,000	
5,800	7,100	
6,000	7,200	
6,100	7,300	
6,300	7,400	
6,400	7,500	
6,500	7,500	
6,700	7,600	
6,800	7,700	
6,900	7,700	
6,900		
7,000		
7,200		
7,200		
7,200		
7,300		
7,300		
7,300		

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸 子

京都府人事委員会規則106—840

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の単身赴任手当に関する規則（京都府人事委員会規則6—66）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び第3項」を削り、同項第1号中「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が」に改める。

第5条第1項中「任用」を「人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第2条に規定するやむを得ない事情とし、同項の任用」に改め、同条第2項第1号アを次のように改める。

ア 新たに給料表の適用を受ける職員となったこと。

第5条第2項第7号中「事由発生に伴い」の右に「又は「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「第2条」とあるのを「前項」と、」を加える。

第7条第1項中「以下」を「第3項及び次条において」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第8条第1項中「ならない。」の右に「前条第3項に規定する場合においても、同様とする。」を加える。

第9条第1項中「欠くに至った日」の右に「（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の単身赴任手当に関する規則第5条第2項第1号ア及び同項第7号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸 子

京都府人事委員会規則106—841

職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の地域手当に関する規則（京都府人事委員会規則6—89）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条の2」を「第12条」に、「第12条の5」を「第12条の4」に改める。

第2条中「第12条の2第1項」を「第12条第1項」に改める。

第5条から第8条までの規定中「第12条の4第1項」を「第12条の3第1項」に改める。

第9条第1項中「第12条の5第1項」を「第12条の4

第1項」に改め、同項第1号中「第12条の2第1項」を「第12条第1項」に、「この条及び次条」を「この条、次条及び第12条第1項第2号」に、「とき。」を「とき（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であって同条第1項の規定による採用の前日に地域手当支給地域等又は特別移転公署に在勤をしていたものにあつては、当該在勤をしていた期間と当該採用の直後に地域手当支給地域等又は特別移転公署に在勤していた期間とを合算した期間が6箇月を超えることとなるときを含む。）」に改め、同項第2号中「当該地域手当支給地域等」を「当該地域手当支給地域等又は特別移転公署」に、「とき。」を「（定年前再任用短時間勤務職員であって法第22条の4第1項の規定による採用の前日に給料表の適用を受ける職員（当該地域若しくは公署を異にする異動又は当該在勤する公署の移転の日前6箇月以内に職員以外の地方公務員等であつた者から人事交流等により引き続き当該給料表の適用を受ける職員となったものに限る。）として勤務していたものにあつては、適用日前の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間及び当該期間に引き続いて職員として勤務していた期間を同項の採用の日前から引き続き定年前再任用短時間勤務職員として勤務していたものとした場合に、地域手当支給地域等又は特別移転公署に引き続き6箇月を超えて在勤していたこととなるときを含む。）」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 前2号に掲げるもののほか、前2号に掲げるものの権衡上必要がある場合として人事委員会が定める場合

第9条第2項中「第12条の5第1項」を「第12条の4第1項」に、「さかのぼった」を「遡った」に、「間」を「間（次号において「対象期間」という。）」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 前項第2号に掲げる場合 適用日前の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は対象期間に在勤していたこととなる当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等（特別移転等公署を除く。）若しくは特別移転等公署（同日に在勤していたものを除く。）に係る条例別表第15に定める割合又はみなし特例支給割合のうち最も低い割合

(3) 前項第3号に掲げる場合 別に人事委員会が定める割合

第10条中「第12条の5第2項」を「第12条の4第2項」に改め、同条第1号中「限る。」の右に「以下この号において同じ。」を加え、「とき。」を「とき（定年前再任用短時間勤務職員であって法第22条の4第1項の規定による採用の前日に当該特別移転公署又は当該特別移転公署以外の特別移転公署若しくは地域手当支給地域等に在勤をしていたものにあつては、当該在勤をしていた期間

と当該採用の直後に当該特別移転公署又は当該特別移転公署以外の特別移転公署若しくは地域手当支給地域等に在勤していた期間とを合算した期間が6箇月を超えることとなるときを含む。）」に改め、同条第2号中「限る。」を「限る。以下この号において同じ。」に、「とき。」を「とき（定年前再任用短時間勤務職員であつて法第22条の4第1項の規定による採用の前日に給料表の適用を受ける職員（当該公署を異にする異動又は当該在勤する公署の移転の日前6箇月以内に職員以外の地方公務員等であつた者から人事交流等により引き続き当該給料表の適用を受ける職員となったものに限る。）として勤務していたものにあつては、適用日前の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間及び当該期間に引き続いて職員として勤務していた期間を同項の採用の日前から引き続き定年前再任用短時間勤務職員として勤務していたものとした場合に、当該特別移転公署又は当該特別移転公署以外の特別移転公署若しくは地域手当支給地域等に引き続き6箇月を超えて在勤していたこととなるときを含む。）」に改め、同条の次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、前2号に掲げるものの権衡上必要がある場合として人事委員会が定める場合

第11条中「第12条の5第2項第3号」を「第12条の4第3号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 次に掲げるものについては、条例第12条の4第1項に規定する異動等に準じるものとして同条第3項の規定を適用する。

(1) 法第22条の4第1項の規定による採用（法の規定より退職した日の翌日におけるものに限る。）をされること。

(2) 前号に掲げるもののほか、人事委員会が定めるもの

第12条第1項を次のように改める。

条例第12条の4第3項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員とは、次の各号のいずれかに該当する職員をいうものとする。

(1) 人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者であり、かつ、適用日前3年以内の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間に条例別表第15に掲げる支給地域において勤務していた職員（適用日前3年以内の期間において、かつて給料表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き職員以外の地方公務員等となったものにあつては、当該期間に同表に掲げる支給地域又は公署において勤務していた者）のうち、適用日前3年以内の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。）を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に条例第12条の4第1項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなる者をいうものとする。

(2) 前条第2項第1号に掲げる異動等に準じるものがあつた職員のうち、当該異動等に準じるものがあつた日の前日に地域手当支給地域等において勤務していた者で、当該異動等に準ずるものを条例第12条の4第1項に規定する異動等とみなした場合に同項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなる者

(3) 前条第2項第1号に掲げる異動等に準じるものがあつた職員で、当該異動等に準じるものがあつた日の前日に条例第12条の4第1項の規定による地域手当を支給されていたもの又は前号に掲げる職員として同条第3項の規定による地域手当を支給されていたもののうち、当該異動等に準じるものがあつた日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による地域手当の支給要件を具備することとなる者

(4) 前条第2項第2号に掲げる異動等に準じるものがあつた職員のうち、前3号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認める者

第12条第2項中「第12条の2」を「第12条」に、「第12条の5第1項」を「第12条の4第1項」に、「第12条の5第3項」を「第12条の4第3項」に改め、同条第3項及び第4項中「第12条の5第1項」を「第12条の4第1項」に改め、同条第5項中「第12条の5第3項」を「第12条の4第3項」に改める。

第13条中「第12条の2第2項、第12条の3、第12条の4又は第12条の5」を「第12条第2項、第12条の2、第12条の3又は第12条の4」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(切替日前に異動等のあつた職員等の地域手当に関する経過措置)

2 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年京都府条例第3号）附則第2項に規定する切替日（以下「切替日」という。）の前日までに同条例による改正前の職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）第12条の5第1項若しくは第2項に規定する異動等のあつた職員又は同日までに同条第3項の規定により同条第1項若しくは第2項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前三任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）を除く。）については、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例による改正前の

職員の給与等に関する条例第12条の4の規定を適用する。

(改正後の人事委員会規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

3 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）は、地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前三任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の職員の地域手当に関する規則（京都府人事委員会規則6—89）第9条から第12条までの規定を適用する。この場合において、同規則第9条第1項第1号中「同条第1項」とあるのは「同条第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」と、同項第2号中「法第22条の4第1項」とあるのは「法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」と、「同項」とあるのは「法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」と、第10条第1号及び第2号中「法第22条の4第1項」とあるのは「法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」と、同条第2号中「同項」とあるのは「法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」と、第11条第2項第1号中「法第22条の4第1項」とあるのは「法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定による採用に係る任期が満了した日」とする。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸 子

京都府人事委員会規則106—842

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（京都府人事委員会規則6―3）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第24号中「警察職員が異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所若しくはその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識作業若しくはこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事したとき又は人事委員会の定める職員がこれに相当すると人事委員会が認める」を「職員が次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査

(ア) 河川の堤防等

(イ) 道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項（第2号に係る部分を除く。）の規定により通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺

(ウ) 港湾施設又は鉄道施設等

イ 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定により居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定により設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業

ウ 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助又は通信施設の臨時設置、運用若しくは保守の作業

エ 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定により災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業

オ アからエまでに掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業

第12条第2項第24号を次のように改める。

(24 前項第24号の手当作業1日につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合 1,080円（次に掲げる場合にあつては、当該場合の区分に応じ、それぞれに定める額（同一の日において次のいずれにも該当するときは、(イ)に掲げる額）を加算した額）

(ア) 当該作業が日没時から日出時までの間（前項第24号エ又はオの作業のうち主として屋内において行う作業にあつては深夜）に行われた場合 540円

(イ) 当該作業が、著しく危険であると人事委員会が認める場合又は人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 1,080円

イ ア以外の場合 840円（次に掲げる場合にあつては、当該場合の区分に応じ、それぞれに定める額（同一の日において次のいずれにも該当するときは、(イ)に掲げる額）を加算した額）

(ア) 当該作業が日没時から日出時までの間（前項第24号エ又はオの作業のうち主として屋内において行う作業にあつては深夜）に行われた場合 420円

(イ) 当該作業が、著しく危険であると人事委員会が認める場合又は人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 840円

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。